特定計量器届出製造・修理事業の手引き

東京都計量検定所

第 6 版

令和 2 年 8 月

はじめに

この手引きに掲載されている事項は、主に令和２年５月31日現在の情報を元に作成しています。原則、これ以降に変更があった内容は、反映されていません。また、個別の項目において情報日が記載されている場合にはその記載日での情報となります。

（第５版からの改定概要）

主に令和２年３月の政省令改正内容を反映

東京都計量検定所について

「東京都計量検定所」は、東京都の計量行政を所管する事業所で、条例により定められています。
また、東京都計量検定所長に関する権限も条例規則により定められています。提出先が「東京都知事」の場合は「東京都計量検定所長」となります。

東京都計量検定所設置条例

平成五年一〇月一八日
条例第五九号

東京都計量検定所設置条例を公布する。

東京都計量検定所設置条例

（設置）

第一条　地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第一項の規定に基づき、計量法（平成四年法律第五十一号）による知事の権限に属する事務を行うため、東京都計量検定所（以下「計量検定所」という。）を設置する。

（名称、位置及び所管区域）

第二条　計量検定所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
東京都計量検定所	東京都江東区新砂三丁目三番四十一号	東京都の区域

（平一一条例一一四・一部改正）

（委任）

第三条　この条例に定めるもののほか、計量検定所に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、平成五年十一月一日から施行する。

附　則（平成一一年条例第一一四号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年条例第一二九号）

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001175.html

計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則

平成五年一一月一日
規則第一五四号

計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則を公布する。

計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則

計量法に基づく知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和四十二年東京都規則第百七十号)の全部を改正する。

計量法(平成四年法律第五十一号)及び計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)に基づく知事の権限に属する事務は、東京都計量検定所長に委任する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00001177.html

目　次

事業届出編

第１章　製造・修理事業の届出について

1　届出の概要 ・・・・・・・・ 1

⑴事業の届出 ・・・・・・・・ 1

⑵届出先 ・・・・・・・・ 1

⑶届出の要件 ・・・・・・・・ 1

⑷届出製造・修理事業者の遵守事項 ・・・・・・・・ 1

2　事業を行おうとするとき ・・・・・・・・ 2

⑴届出事項 ・・・・・・・・ 2

⑵提出書類 ・・・・・・・・ 2

3　届け出ている内容に変更が生じたとき ・・・・・・・・ 2

⑴提出書類 ・・・・・・・・ 3

⑵承継内容を証する書面 ・・・・・・・・ 3

4　届け出ている事業を廃止したとき ・・・・・・・・ 3

5　提出部数 ・・・・・・・・ 4

6　届出書の提出方法 ・・・・・・・・ 4

7　罰則等 ・・・・・・・・ 4

8　製造・修理事業の体系 ・・・・・・・・ 5

第２章　検査義務について

⑴法第43条又は法第47条の省令で定める基準 ・・・・・・・・ 6

⑵改善命令等 ・・・・・・・・ 6

⑶罰則等 ・・・・・・・・ 7

第３章　報告義務について

1　報告の徴収 ・・・・・・・・ 7

2　報告書（年度報告の義務） ・・・・・・・・ 8

－その他の届出等－

第４章　届出様式集			
1	届出様式集目次	・・・・・・・・	9
2	様式第１　特定計量器製造（修理）事業届出書	・・・・・・・・	10
3	様式第３　届出書記載事項変更届	・・・・・・・・	11
4	様式第４　事業譲渡証明書	・・・・・・・・	12
5	様式第５　事業承継同意証明書	・・・・・・・・	13
6	様式第６　相続証明書	・・・・・・・・	14
7	様式６の２事業承継証明書	・・・・・・・・	15
8	様式第７　事業廃止届	・・・・・・・・	16
9	様式第11　譲渡等制限特定計量器輸出届	・・・・・・・・	17
１０	様式第85　届出製造事業者報告書	・・・・・・・・	18
１１	様式第87　届出修理事業者報告書	・・・・・・・・	19
１２	様式第６　特定計量器に係る製造（修理）事業者の記号(変更)届出書	・・・・・・・・	20
第５章　検査規則の制定			
1	計量法施行規則第8条で規定する検査規則の作成について	・・・・・・・・	21
2	届出製造及び修理事業者の特定計量器検査規則の作成例	・・・・・・・・	23
計量法解説編			
第1章　計量法の体11系及び定義について			
1	計量法の体系	・・・・・・・・	25
2	計量法の目的	・・・・・・・・	25
3	計量の定義	・・・・・・・・	25
4	計量単位の定義	・・・・・・・・	26
5	取引及び証明の定義	・・・・・・・・	26
6	計量器の定義	・・・・・・・・	27
7	計量器の使用の制限	・・・・・・・・	27
8	特定計量器の製造・修理の定義	・・・・・・・・	27

第２章	計量法における諸制度について		
1	検定制度	・・・・・・・・	29
2	型式承認制度	・・・・・・・・	37
3	指定製造事業者制度	・・・・・・・・	39
4	基準器検査制度	・・・・・・・・	41
5	計量標準供給制度	・・・・・・・・	43
6	特定計量器の販売	・・・・・・・・	45
7	家庭用特定計量器における規制	・・・・・・・・	46
8	特定計量器製造及び修理事業者への立入検査	・・・・・・・・	48
資料編			
資料１	特定計量器の定義及び種類	・・・・・・・・	50
資料２	使用の制限の特例に係る特定計量器	・・・・・・・・	52
資料３	簡易修理・軽微な修理	・・・・・・・・	53
資料４	特定計量器検定検査規則（検則）の特定計量器種類別の引用ＪＩＳ一覧	・・・・・・・・	56
資料５	検定の実施主体	・・・・・・・・	57
資料６	特定計量器の有効期間、一定期間後に修理が必要な特定計量器（電気計器は省略）	・・・・・・・・	58
資料７	製造・修理の事業区分及び検査設備（電気計器は省略）	・・・・・・・・	59
資料８	平成5年11月1日以前の計量法における事業区分	・・・・・・・・	62
資料９	基準器の種類とその有効期間	・・・・・・・・	63
資料10	都道府県知事が行う基準器検査	・・・・・・・・	64
資料11	計量器の検査と基準器検査を受けることができる者	・・・・・・・・	64
資料12	計量法施行規則第103条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類	・・・・・・・・	65
資料13	計量単位	・・・・・・・・	66
資料14	国際単位系（ＳＩ）の仕組み	・・・・・・・・	68
参考	産総研が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程<型式承認の変更事項>（別紙抜粋）	・・・・・・・・	69

特定計量器製造・修理事業関係の問い合わせ先　・・・・・・・・　71

計量法関係法令等の略称について

正式名称	本手引きでの記載	正式名称	本手引きでの記載
計量法	法	計量単位規則	単位規則
計量法施行令	令	特定計量器検定検査規則	検則
計量法施行規則	規則	基準器検査規則	基則
計量単位令	単位令	指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令	機関等省令
日本産業規格	JIS		

計量関係者の略称について

正式名称	略称	正式名称	略称
国立研究開発法人　産業技術総合研究所	産総研		
日本電気計器検定所	日電検		

事業届出編

第１章　製造・修理事業の届出について
第２章　検査義務について
第３章　報告義務について
第４章　届出様式集
第５章　検査規則の制定

― 第１章　製造・修理事業の届出について ―

1　届出の概要

(1) 事業の届出　製造（法第40条、規則第5条、第6条）、修理（法第46条、規則第13条

計量法では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主に一般消費者の生活に使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために、その構造又は器差に係る基準を定める 必要があるものとして、１８器種の計量器を「特定計量器[*1]」として規定しています。

これらの特定計量器の製造・修理事業[*2]を行う場合は、経済産業省令で定める事業の区分[*3]ごとに届出が必要です。

また、届け出た内容に変更が生じた場合や事業を廃止した場合も届け出なければなりません。

*1：特定計量器⇒「資料１　特定計量器の定義及び種類」参照
*2：事業⇒営利を目的とすると否とを問わず、１回限りではなく、「反復、継続」するもの。
*3：事業の区分⇒「資料７　製造・修理の事業区分及び検査設備」参照

◇特定計量器の製造・修理の事業に必要な届出

届出が必要な内容	届出の種類（カッコ内は届出書の名称）
①事業を行おうとする場合	事業の届出（特定計量器製造（修理）事業届出書）
②届け出ている内容に変更が生じた場合	変更の届出（届出書記載事項変更届）
③届け出ている事業を廃止した場合	廃止の届出（事業廃止届）

(2) 届出先　製造（法第40条、規則第6条・第7条・第9条）、修理（法第46条、規則第13条）

製造事業は、主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出します。

都道府県知事は、届出書の記載事項を確認した後、受理した届出書を経済産業大臣に提出します。

修理事業は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出します。

◇事業の届出先

製造事業	主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出
修理事業	事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出

(3) 届出の要件

届出の要件は次のとおり。

ア　特定計量器を製造・修理する工場又は事業場等を有していること。

イ　特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって施行規則で定めるもの*を有していること。

*：検査設備⇒「資料7　製造・修理の事業区分及び検査設備」参照

(4) 届出製造・修理事業者の遵守事項

届出した製造又は修理事業者は次の事項を遵守しなければなりません。

ア　届出製造・修理事業者は、届出書に記載された事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届出なければならない。

イ　届出製造・修理事業者は、特定計量器を製造・修理したときは、施行規則で定める基準に従って、検査を行わなければならない。

ウ　届出製造・修理事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を届出なければならない。

2　事業を行おうとするとき（事業の届出（法第40条、法第46条））

(1) 届出事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　事業の区分

ウ　当該特定計量器を製造（修理）しようとする工場又は事業場（所）（以下「事業場等」という）の名称及び所在地

エ　当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令（規則第5条）で定めるものの名称、性能及び数

(2) 提出書類

項目		製造事業	修理事業
届出書の種類（様式第１を使用）		特定計量器製造事業届出書 （法第40条の規定による）	特定計量器修理事業届出書 （法第46条の規定による）
内容を証する書面	届出者に関するもの	法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書が望ましい） 個人：住民票	
	事業場等に関するもの	住民票又は登記事項証明書等、名称、所在を確認できるもの	
	検査設備に関するもの	①基準器検査成績書又はJCSS校正証明書等の写し ②検査設備の一覧、配置図 ③検査設備を借用する場合は、貸借契約書等による写し	

◇登記事項証明書及び住民票等

発行日から３か月以内のものを添付して下さい。

◇基準器検査成績書について

基準器検査は、製造又は修理の事業届出書の受理後に基準器検査申請が可能であり、届出前には基準器として所有できない計量器であるため、届出時においては、購入依頼書（見積書）等の写しを添付して下さい。届出書の受理後、速やかに基準器検査を受検し、合格後に基準器検査成績書(写)を提出して下さい。

届出書の受理後、事業を開始するまでの間に、東京都計量検定所が、その精度及び届出書に記載されたものと相違ないかの確認を行います。

◇貸借契約書等について

検査設備を所有せず、他の事業者から貸借契約等により供与を受ける場合は、その契約内容を確認させていただくため、契約書等の写しを提出して下さい。

3　届け出ている内容に変更が生じたとき（変更の届出（法第42条、法第46条））

事業の届出をしたのち、届出書に記載した次の事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第3「届出書記載事項変更届」（規則様式第3）に変更を証する書面を添えて提出しなければなりません。（規則第7条、規則第13条）

◇変更の内容が承継に関する場合には、さらにその事実を証する書面の提出が必要となります。（法第41条、規則第７条。（法第46条及び規則第13条が準用する場合を含む。））

(1) 提出書類

変更の事項（法第 40 条又は法第 46 条の変更事項）			変更を証する書面
届出者に関する変更(第１号)	法人の場合	名称、住所、代表者の氏名	・履歴事項全部証明書などの登記事項証明書等
	個人の場合	氏名、住所	・住民票
事業場等に関する変更（第３号）	「名称」を変更		・住民票又は登記事項証明書等、名称を確認できるもの
	「所在地」を変更		①住民票又は登記事項証明書等、所在地を確認できるもの ②設備の一覧、配置に関する書面
	「事業場等」を追加		①住民票又は登記事項証明書等、名称、所在地を確認できるもの ②検査設備を証する書面(事業届出時に準ずる) ※第４号の検査設備も変更届の対象（使用する検査設備の届出）
	「事業場等」を一部廃止		・廃止したことを確認できるもの ※第４号の検査設備も変更届の対象（検査設備の廃棄・配置替え等）
検査設備に関する変更(第４号)			・検査設備の変更を証する書面（事業届出時の書面欄参照） ※第３号の事業場等の追加・一部廃止に伴う検査設備の追加、廃棄・配置替えも変更届出の対象

(2)承継内容を証する書面（上記の変更を証する書面と兼ねられるものは兼ねても良い）

承継の内容（規則第７条）			承継内容を証する書面等
法人	譲渡による地位の承継		①事業譲渡証明書（様式第 4） ②登記事項証明書
	合併による地位の承継		・承継した法人の登記事項証明書
	分割による地位の承継		①事業承継証明書(様式第６の２) ②承継した法人の登記事項証明書
個人	譲渡による地位の承継		・事業譲渡証明書（様式第 4）
	相続による地位の承継	相続人が ２ 人以上の相続人全員の同意により選定された者	①事業承継同意証明書(様式第 5) ②戸籍謄本
		相続人が上記第２号の相続人以外の者	①相続証明書(様式第 6) ②戸籍謄本

4　届け出ている事業を廃止したとき（廃止の届出（法第 45 条、法第 46 条））

製造・修理の届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、様式第７「事業廃止届」により提出しなければなりません。(法第 45 条、第 46 条、規則第９条、第 13 条)

◇東京都に所在する全ての事業場等を廃止したが、同じ事業区分の事業場等が他の道府県に所在している場合

①製造事業の場合（所在していた事業場が「主たる事業場」であった場合）
新たに「主たる事業場」とする事業場が所在する道府県に対して、「届出書記載事項変更届」を届け出ます。
※変更事項：主たる事業場の変更、東京都に所在する事業場の廃止。（届出検査設備の追加・変更・削除も対象）
※製造事業の届出先は、「主たる事業場」が所在する都道府県です。
※廃止した事業場が「従たる事業場」の場合でも届出先は「主たる事業場」が所在する都道府県になります。
②修理事業の場合
東京都に所在していた事業所についての「事業廃止届」を東京都に提出して下さい。
※修理事業の届出先は、事業所が所在する都道府県です。

5　提出部数

届出書と必要な書面を添えて提出して下さい。（提出部数一覧を参照）

提出部数及び提出書類は、規則第6条・7条・9条（規則第13条が準用する場合を含む）等によります。

提出部数一覧

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">提出書類</th><th colspan="2">製造事業</th><th colspan="2">修理事業</th></tr>
<tr><th>部数</th><th>内訳</th><th>部数</th><th>内訳</th></tr>
<tr><td colspan="3">届出書（事業届出書、届出書記載事項変更届、事業廃止届）</td><td>３通</td><td>正本１通、副本２通（副本１通に東京都計量検定所の受付印を押印して返却）</td><td>２通</td><td>正本１通、副本１通（副本に東京都計量検定所の受付印を押印して返却）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">内容を証する書面</td><td colspan="2">検査設備に関する書面、貸借契約書等</td><td>２通</td><td>正本写し１通、副本写し１通</td><td>１通</td><td>正本写し１通</td></tr>
<tr><td colspan="2">住民票又は登記事項証明書</td><td>２通</td><td>正本１通、副本写し１通</td><td>１通</td><td>正本１通</td></tr>
<tr><td rowspan="2">承継</td><td>様式による証明書</td><td>２通</td><td>正本１通、副本１通</td><td>１通</td><td>正本１通</td></tr>
<tr><td>戸籍謄本、登記事項証明書等</td><td>２通</td><td>正本１通、副本写し１通</td><td>１通</td><td>正本１通</td></tr>
</table>

◇控え書類について

平成５年に登録制度から届出制度に法改正されたことにより、登録制度時にあった「登録証」がなくなりました。届出の控え書類として、副本１通に東京都計量検定所の受付印を押印し返却しますので大切に保管してください。

6　届出書の提出方法

内容及び提出書類等届出書に不備がある場合は、届出を受理することができません。

予め東京都計量検定所の担当者に十分な内容の確認を受けて下さい。

郵送による提出は、次の内容も確認して下さい。

◇郵送により届出をする場合の注意事項

①特定計量器製造（修理）事業の届出（新規の届出）ではないこと。（届出書記載事項変更届と事業廃止届は可）

②東京都計量検定所の担当者に予め提出書類の内容の確認を受けていること。

③提出書類の不足がなく、届出（内容・書類等）に不備がないこと。

④受付印を押印した副本を返送するために、必要な郵券を貼り付け、返信先を記載した封筒を同封していること。

7　罰則等（製造・修理事業に関するものの抜粋）

法第 174 条	第 40 条、第 46 条の規定に違反したものは、30 万円以下の罰金に処する。
法第 177 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第 170 条又は第 172 条から第 175 条までの違反行為をした時は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
法第 180 条	第 42 条及び第 45 条（第 46 条において準用する場合を含む）の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者は、10 万円以下の過料に処する。

8　製造・修理事業の体系

事業の届出から製品の出荷までの体系は次のとおりです。

事業の届出

事業の届出：製造（法第 40 条／規則第６条）
修理（法第 46 条／規則第 13 条）

事業の区分：規則第５条（別表１）

検査設備：規則第５条（別表１）

東京都計量検定所が実施する事項

検査設備検査規則の確認

事業開始前までに実施される検査設備及び検査規則の確認又は調査

基準器検査は、届出後（届出製造事業者・届出修理事業者となった後）でなければ受けることができないため、届出書提出後（事業を開始するまでの間に）製造・修理を行う計量器に対して適正なものか（届出書記載事項との整合性を含む）の確認が必要。

また、検査規則についても届出時において提出義務は課せられていないが、その制定は遵守義務として定められているため、届出後（事業を開始するまでの間に）確認が必要となる。

遵守義務

検査義務：法第 43 条（製造）、第 47 条（修理）、規則第８条

① 検査規則の制定と確実な履行
② 検査管理責任者又は検査部門の設置と検査の統括
③ 一定周期での検査設備の検査と適正な検査管理
④ 構造・器差検査のための必要な性能を有する検査設備を用いて、検査規則に基づく全数検査の適正な実施
⑤ 不合格品の管理（再調整又は廃棄）
⑥ 検査管理責任者又は検査部門による検査記録の作成と責任者等の責任において３年以上保存

改善命令：法第 48 条　　譲渡制限：法第 57 条
罰則：法第 174 条、第 177 条　　罰則：法第 170 条

検定等の受検

型式承認申請：法第 76 条、法第 81 条

検定申請：法第 70 条

検定の合格条件：法第 71 条

届出書記載事項変更届

届出事項の変更：法第 42 条、第 46 条
変更を証する書面：規則第７条

出荷

取引・証明：法第２条

使用の制限：法第 16 条

年度報告：規則第 96 条

― 第２章　検査義務について　－

1 検査義務

届出製造・修理事業者は、特定計量器を製造又は修理したときには、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければなりません。ただし、法第16条の指定を受けた者（指定製造事業者）が法第95条の規定（基準適合義務等）により検査を行う場合は、この限りではありません。（法第43条（製造事業）、第47条（修理事業））

(1) 法第43条又は法第47条の省令で定める基準（規則第8条、規則第13条が準用する第8条）

①検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。

②検査管理責任者又は検査部門（以下「検査管理責任者等」という。）が設置され、その検査管理責任者等が検査を統括していること。

③一定の周期で検査設備（施行規則第5条2項に規定する検査のための器具、機械又は装置を含む。以下同じ。）の検査が行われ、適正な検査を行うことができるよう管理されていること。

④当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、①の検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。

⑤検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は破棄されていること。

⑥検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが3年以上保存されていること。

※　検査規則は、各事業場等に適合した検査のための組織、規定、規格等を作成し、自主的に製品の検査を行い、適正な特定計量器の供給を図るためのものです。

※　検査管理責任者については、特に資格等についての定めはありません。（計量士又はこれと同等の能力を持つものであることが望ましい。）

※　検査設備は、省令で定める設備を含め、他の検査のための設備についても管理されていることが求められています。

検査設備の管理内容の例

①基準器の有効期間が経過していない。

②登録事業者等から供給される標準器、標準物質等が一定の周期で登録事業者により校正されている。

③検査設備に異状がないか定期的及び使用前に点検している。

④検査設備台帳を作成し、検査設備の点検内容や基準器有効期間などを記録し管理している。

※　検査に合格しない特定計量器についての取り扱いが明確にされていること。

※　検査記録は、性能検査の結果、型式承認事項のチェックを含め、記録されていること。

※　検査規則は、行政庁への提出義務はありませんが、規則第8条 により、届出製造・修理事業者には、検査規則の制定と確実な履行が義務づけられていることから、行政庁から検査規則の提出を求める場合があります。

(2) 改善命令等（法第44条、第48条）

経済産業大臣又は都道府県知事は、届出製造（修理）事業者が前条（法第43条・第47条）の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができると規定されています。

(3) 罰則等（製造・修理事業に関するものの抜粋）

法第 174 条	第 44 条、第 48 条（←製造・修理事業の改善命令）の規定による命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。（第 52 条の販売事業における改善命令も対象）
法第 177 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第 170 条又は第 172 条から第 175 条までの違反行為をした時は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

◇規則第13条（準用）

第5条、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条及び第9条第1項の規定は、法第46条第1項の特定計量器の修理の事業に準用する。この場合において、・・・・・第8条中「法第43条」とあるのは法第47条と・・・・・読み替えるものとする。

― 第３章　報告義務について　－

1　報告の徴収　（法第147条、令第39条）

法第147条において、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、届出製造事業者、指定製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者に対し、その業務に関し報告させることができると規定されています。

令第39条において、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長が報告させることができる事項として、施行令別表第6の上欄（第１列）に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄（第２列）に掲げるとおりと規定されています。

◇施行令別表第６

報告対象者　（注：七～十八は省略）	報告の内容
一　法第 41 条の届出製造事業者	イ　工場又は事業場ごとの製造又は修理をした特定計量器の種類及び数 ロ　特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況 ハ　法第 43 条又は第 47 条の規定による検査の実施状況
二　令第 14 条に掲げる特定計量器の製造の事業を行う者	法第 53 条第 1 項の技術上の基準への適合のために講じた措置及びその実施状況
三　法第 79 条第 1 項の承認製造事業者	イ　法第 84 条第 1 項の表示を付した特定器量器の型式及び数 ロ　製造技術基準への適合のために講じた措置及びその実施状況
四　法第 94 条第 1 項の指定製造事業者	イ　法第 96 条第 1 項の表示を付した特定計量器の型式及び数 ロ　品質管理の状況 ハ　法第 95 条第 1 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況 二　法第 95 条第 2 項の規定による検査の実施状況
五　法第 46 条第 2 項の届出修理事業者	イ　事業所ごとの修理をした特定計量器の種類及び数 ロ　特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の状況 ハ　法第 47 条の規定による検査の実施状況
六　法第 51 条の規定による届出をした第 13 条で定める特定計量器の販売の事業を行う者	イ　営業所ごとの販売をした当該特定計量器の種類及び数 ロ　法第 52 条第 1 項の遵守すべき事項の遵守のために講じた措置及びその実施状況

罰則（法第 175 条：第 147 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の罰金）

2　報告書（年度報告の義務）

届出製造事業者、届出修理事業者など次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を4月に始まる毎年度につき提出しなければなりません。（規則第96条）

※報告内容は令別表第６の報告内容欄に掲げるイに該当する特定計量器の種類と数

◇規則第 96 条記載の表

報告義務者	提出すべき報告書	提出先	提出期限
二　届出製造事業者	様式第 85（指定製造事業者にあっては様式第 86）による	主たる工場若しくは事業場の所在地を管轄する都道府県知事	当該年度終了後 30 日を経過する日
三　届出修理事業者	様式第 87 による	届出をした都道府県知事	

（製造、修理事業にかかわる事項の抜粋）

◇東京都計量検定所では、毎年3月に届出製造（修理）事業者あてに年度報告の提出に関する書面を送付します。⇒期限までに必ず提出してください。

―　その他の届出等　－

特定計量器の表記及び表記に係る届出

特定計量器の表記事項は、検則第7条において規定されています。

表記が困難な特定計量器を除き、規定されている表記事項は表記しなければなりません。

また、特定の条件により、修理事業者名の表示も必要になる場合もあります。

表記事項の中で、事業者名を表記・表示する代わりに記号を使用する場合には記号の届出が必要となります。

⇒詳しくは、P32　計量制度解説編「特定計量器への表記・記号の使用（検則第7条）」を参照

― 第４章　届出様式集　－

届出様式集　（目次）

製造事業と修理事業以外及び電気計器に関する事業に関係する様式については割愛しています。

◇掲載している様式

（計量法施行規則の様式）

掲載ページ	様式の種類	規則関係箇条
P10	様式第1　特定計量器製造（修理）事業届出書	第6条、第13条
P11	様式第3　届出書記載事項変更届	第7条、第13条
P12	様式第4　事業譲渡証明書	第7条、第13条
P13	様式第5　事業承継同意証明書	第7条、第13条
P14	様式第6　相続証明書	第7条、第13条
P15	様式第6の2　事業承継証明書	第7条、第13条
P16	様式第7　事業廃止届	第9条、第13条
P17	様式第11　譲渡等制限特定計量器輸出届	第24条
P18	様式第85　届出製造事業者報告書	第96条
P19	様式第87　届出修理事業者報告書	第96条

（特定計量器検定検査規則の様式）

掲載ページ	様式の種類	検則関係箇条
P20	様式第6　特定計量器に係る製造(修理)事業者の記号(変更)届出書	第7条

◇未掲載の様式（抜粋）

（計量法施行規則の様式）

様式の種類	規則関係箇条
様式第8　特定計量器販売事業届出書	第17条
様式第9　輸出家庭用特定計量器製造届	第21条
様式第10　輸出家庭用特定計量器販売届	第21条、第23条
様式第86　指定製造事業者報告書	第96条
様式第88　特定計量器輸入事業者報告書	第96条

（特定計量器検定検査規則の様式）

様式の種類	検則関係箇条
様式第1　検定申請書	第3条
様式第3　装置検査申請書	第3条
様式第4　装置検査申請済票	第3条
様式第7　製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認申請書	第30条
様式第10　製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認更新申請書	第33条

様式第 1（第６条、13 条関係）

修理事業の場合、この様式の*斜字*部分は、
カッコ内の記載内容になります。

特定計量器*製造*（修理）事業届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿
（東京都知事）

届出者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により、計量法*第 40 条*（第 46 条）第１項の特定計量器*製造*（修理）事業を届け出ます。

記

１　事業の区分の略称

２　当該特定計量器の*製造*（修理）をしようとする工場又は*事業場*（事業所）の名称及び所在地

３　当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法*第 40 条*（第 46 条）第１項第４号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
備考　２　第２項及び第３項の事項は別紙に記載することができる。
備考　３　法人にあっては登記簿の謄本を添付すること。

様式第３（第７条、第13条、第18条関係）

修理事業の場合、この様式の斜字部分は、
カッコ内の記載内容になります。

届 出 書 記 載 事 項 変 更 届

年　　月　　日

経済産業大臣　殿
（東京都知事）

届出者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

□下記のとおり変更があったので計量法*第42条第1項*（第46条第２項において準用する第42条第１項）の規定により、届け出ます。

記

１　変更のあった事項に係る事業の区分の略称

２　変更のあった事項

３　変更の事由

４　指定製造事業者である場合はその旨

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考　２　法第41条の規定による変更についてはそれぞれの証明書を添付すること。

備考　３　第２項及び第３項の事項は別紙に記載することができる。

備考　４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第４（第７条、第13条、第18条、第49条の10関係）

修理事業の場合、この様式の斜字部分は、カッコ内の記載内容になります。

事 業 譲 渡 証 明 書

年　　月　　日

譲渡者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

譲受人　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

上記のものの間で下記の*製造の*（修理の）事業の全部が　　年　　月　　日に譲渡されたことを証明します。

記

１　事業の区分の略称

２　届出をした年月日

３　届出をした者の氏名又は名称及び住所

４　工場及び事業場等の所在地

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　２　認定特定計量証明事業者にあっては、第１項として認定の区分及び認定番号を記載すること。

様式第５（第７条、第13条、第18条、第49条の10、第92条関係）

修理事業の場合、この様式の斜字部分は、
カッコ内の記載内容になります。

事 業 承 継 同 意 証 明 書

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者は　　の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により*製造の*（修理の）事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年　　月　　日

相 続 人

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　２　相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

様式第６（第７条、第13条、第18条、第49条の10、第92条関係）

修理事業の場合、この様式の斜字部分は、
カッコ内の記載内容になります。

相　続　証　明　書

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者は　　の相続人であり、その*製造の*（修理の）事業を　　年　　月　　日に承継したことを証明します。

年　　月　　日

証 明 者

住所
氏名

住所
氏名

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　２　証明者は２人以上とし、全員が署名すること。

様式第６の２（第７条、第13条、第18条、第49条の10関係）

修理事業の場合、この様式の斜字部分は、カッコ内の記載内容になります。

事　業　承　継　証　明　書

年　　月　　日

被承継者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

承継者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者の間で分割によって下記の*製造の*（修理の）事業の全部の承継が　　年　　月　　日にありましたことを証明します。

記

１　事業の区分の略称

２　届出をした年月日

３　届出をした者の氏名又は名称及び住所

４　工場及び事業場等の所在地

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　２　認定特定計量証明事業者にあっては、第１項として認定の区分及び認定番号を記載すること。

様式第７（第９条、第13条、第18条関係）

修理事業の場合、この様式の斜字部分は、
カッコ内の記載内容になります。

事　業　廃　止　届

年　　月　　日

経済産業大臣　殿
（東京都知事）

申請者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

下記の*製造*（修理）の事業は、　　年　　月　　日に廃止したので計量法*第45条第1項*（第46条第２項において準用する第45条第１項）の規定により、届け出ます。

記

１　事業の区分の略称

２　届出をした年月日

３　工場及び事業場等の所在地

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 11（第 24 条関係）

譲 渡 等 制 限 特 定 計 量 器 輸 出 届

年　　月　　日

東京都知事　殿

届出者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

次のとおり、輸出のため譲渡等制限特定計量器を譲渡し（貸し渡し、引き渡し）たいので、計量法第 57 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書の規定により、届け出ます。

1　輸出のため譲渡（貸し渡し、引き渡し）をしようとする譲渡等制限特定計量器

種類	型式又は能力	数量	摘要

2　譲渡（貸し渡し、引き渡し）の相手方の氏名又は名称及び住所（輸出先の国名　　）

3　譲渡（貸し渡し、引き渡し）の予定期日

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
　　2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第85（第96条関係）

東京都計量検定所に提出いただく報告書では、一部の事業区分を除き、個数の内訳及び連絡先の記入もお願いしております。

届出製造事業者報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

報告者　住所
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業の区分		届出の年月日	年　月　日	整理番号	
工場（事業場）名及び所在地			登録商標又は経済産業大臣へ届け出た記号			

特定計量器の種類	製造個数	修理個数	工場（事業場）別内訳（工場（事業場）を2以上有する場合に限る。）		
			工場(事業場)名	製造個数	修理個数

備考
1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　整理番号の欄は、記入しないこと。
3　特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。（計量法第53条第１項に規定する特定計量器については、計量法施行規則第103条の規定による経済大臣が別に定める分類によるほか、計量法施行令第２条の分類により、記入すること。）

様式第 87（第 96 条関係）

東京都計量検定所に提出いただく報告書では、一部の事業区分を除き、個数の内訳及び連絡先の記入もお願いしております。

届 出 修 理 事 業 者 報 告 書

年　　月　　日

東京都知事　殿

報告者　住所
氏名又は名称及び法人にあってはの代表者の氏名

計量法施行規則第 96 条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業の区分		届出の年月日	年　月　日	整理番号	
事業所名及び所在地						

特定計量器の種類	修理個数	事業所別内訳（工場（事業場）を２以上有する場合に限る。）	
		事業場名	修理個数

備考
1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　整理番号の欄は、記入しないこと。
3　特定計量器の種類は、計量法施行規則第 103 条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

修理事業の場合、この様式の斜字部分は、カッコ内の記載内容になります。

様式第６（第７条関係）

特定計量器に係る*製造*（修理）事業者の記号(変更)届出書

年　　月　　日

経 済 産 業 大 臣　殿

修理事業においても、届出先は経済産業大臣

届出者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

特定計量器検定検査規則第７条第３項第１号の規定により特定計量器に表記すべき*製造*（修理）事業者の氏名又は名称として次のとおり記号を用いたので、届け出ます。

特　定　計　量　器　の　種　類	使　用　す　る　記　号

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　変更の場合は、変更の記号も使用する記号の欄に図示すること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

― 第５章　検査規則の制定　－

計量法施行規則第８条で規定する検査規則の作成について

（本資料は、検査規則の作成を支援するために作成したものであり、事業場・事業所の状況や事業区分などにより該当しない内容もあります。）

検査規則を構成する文書の例

文書	□検査規則本文　□細則・基準・記録　□組織図、体制　□配置図		検査規則本文の作成例→23・24 頁
構成内容	検査設備	□管理方法、基準　□台帳	
	検査・記録	□適用技術基準　□検査方法、検査手順　□観測紙　□記録	不適合時の取扱も規定する
	届出・報告	□届出内容変更・事業の廃止　□事業実績の報告	

検査規則本文の主な構成例　→　1.総則、2.検査設備、3.検査、4.不合格品の処置、5.記録、6.その他

項目		検査規則本文作成上の留意事項
1.総則	目的	◆検査規則制定の根拠となる計量法の該当箇条を規定し、検査義務の確実な履行により、適正な特定計量器製造（修理）事業の実施を図ること。 ◆届出事業区分とその対象となる特定計量器の種類を記載する。 複数の事業区分・事業場（所）を届出している場合、届出内容を別紙に一覧にしてまとめておくなど、変更届の出し忘れ等を防止できるようにしておく。（６．その他の欄「届出内容の把握」を参照）
	組織 検査体制	◆事業を行う体制を規定し、検査管理責任者（役職名可）を指定する。 事業場・事業所が複数所在する場合や計量器の種類（計量範囲や性能・精度の違いによる場合を含む）により、実施部門・体制が異なる場合には組織図・体系図により明らかになるようにすること。 ◆検査管理責任者など役職ごとの職務を規定する。 ※職務の例 各職務の統括、各職務の実務、文書類の制定及び改定、検査設備の点検・管理及び整備、検査の実施・方法の改善、記録の管理・報告・保存、指導・教育
2.検査設備	管理台帳	◆基準器等施行規則で規定されている検査設備のほか、事業者自身で管理が必要と考えるものについても管理台帳を作成する。 ◆保存期間は、最低限、当該検査設備が存在する間とする。
	管理及び整備の方法	◆所有している検査設備が製造・修理した計量器の検査に使用できるものであること。 １．製造・修理する計量器の計量範囲の最大値を検査することができる。 ２．器差を測定できる。 電気式はかりの例：製造・修理しようとするはかりの器差を確認するには、目量の 1/10 の桁の計量をすることができる分銅を所有していなければならない。 ◆具体的な基準を規定し、その記載は、“別に基準を定める”、“一覧にまとめる”、“管理台帳上に記載する”、など運用しやすい方法として良い。 ◆点検周期・項目、管理方法、整備方法について、管理基準とともに規定していること。 ◆実用基準分銅を使用する場合 １．別に質量標準管理マニュアルを作成し、東京都計量検定所の承認を得なければならない。この場合、“管理及び整備の方法は、東京都の承認を受けた質量標準管理マニュアルによる。”などと規定しても良い。ただし、質量標準管理マニュアルで管理されない検査設備については、管理及び整備の方法を規定しなければならない。 ２．質量標準管理マニュアルで規定している内容を変更した時は、変更内容を届け出なければならない。
3.検査	種類・頻度	◆製造・修理する計量器について行う検査の種類を規定するとともに実施の頻度を規定する。 １．検査の種類の例、①材料・部品等の受入検査、②部品等の組立における工程検査（中間検査）、③完成品検査（構造・器差）、④出荷検査 ２．検査の頻度 検査は原則、施行規則第８条が規定する全数検査とする。部品検査や修理完了前の中間検査などでは抜取検査としても差し支えないが、修理完了後に構造・器差を確認する検査では、全数検査とすること。
	方法	◆具体的な検査の手順及び基準 １．具体的な検査の手順及び基準を規定し、その記載は、“別に基準を定める”、“観測紙・検査記録紙に具体的な手順や方法を示す”、などとしても良い。 ２．検査を行うにあたっての安全衛生の確保について、手順書その他管理文書などにおいて必要な事項を記載する。 ※安全衛生の確保が必要な例 重量物の取扱、高所作業、火気の注意・予防措置、薬品の取扱、など ◆検定対象計量器における留意事項 １．検査規則及び検査規則が引用する JIS 規格の規定に準じて行うことを規定する。観測紙・検査記録紙などには、対象となるＪＩＳ規格番号とその制定年、及び様式の設定日を表示しておく。

		関係法令やJISは改正されることがあるため、改正の都度、その内容に反映させる。 なお、経産省ホームページに政省令改正履歴が掲載されている。 ２．承認された型式の計量器についての製造・修理なのか確認する。型式承認には有効期間があり、有効期間を超えた計量器は製造できない。また、使用される部品は型式承認された部品が使用されていなければならない（法第49条）。 ３．修理後の検定証印（基準適合証印を含む）の取扱を規定する。 (1)修理した時は、検定証印を除去しなければならない(法第49条)。例外として、軽微な修理（施行規則第10条）と簡易修理（施行規則第11条）時の法第49条ただし書きを満たした時には除去しなくても良い。 (2)上記(1)以外の修理をした場合又は器差を調整した場合には、検定証印を除去し、さらに取引証明に使用する場合には検定を受検しなければならない。 ※簡易修理時の注意事項 簡易修理後における検定証印（基準適合証印を含む）は、修理した特定計量器が使用中検査の基準に適合することを確認して初めて除去しなくても良いため、使用中検査が行われていなければならない。 ４．一定期間ごとに修理が必要とされる特定計量器の場合にはその修理の基準を規定する。施行規則第14条に記載されており、検査規則等でその内容が把握できるようにしておく。 ５．経過措置が適用される特定計量器を修理する場合 経過措置が適用される特定計量器については、その適用について記載する（法第168条）。現行の技術基準は、検則によるが、個々の特定計量器においては、検則からJIS規格を引用する内容となっている。 JIS規格以前に製造された特定計量器等においては、「従前による」として、現行技術基準が適用されない場合があるため、法令の改正ごとに規定される附則に注意が必要。特定計量器の種類ごとの具体的な経過措置が適用される技術基準は産総研又は検定を担当する部署に確認する。
４．不合格品の処置	処置の方法	◆規定した検査の種類毎に不合格時の対応を規定する。 受入検査、中間検査、完成品検査、などで不合格が発生した時に、再調整するのか・廃棄するのか、等 ◆完成品検査後、一定期間経過したものについては、再度完成品検査を実施する。 ◆修理不合格品の検定証印（基準適合証印）の除去について 修理不合格品を所有者に返却する場合、検定証印（基準適合証印）が除去されていることを確認してから廃棄・返却する。返却した計量器が誤って取引証明に使用されることがないようにするため。
５．記録	検査記録の保存	◆検査記録は３年以上保存する(施行規則８条)。 有効期間が設定されている器種の場合にはその期間以上の保存が望ましい。 ◆記録様式を作成する。
	事業実績の記録の保存	◆特定計量器の製造及び修理の実績数を年度ごとに集計し、記録しておく。 この実績数は、毎年度報告が必要である。
６．その他	届出の変更・廃止	◆届出忘れ防止のため、検査規則上もしくは何らかの管理文書上で事業の届出に関することを規定しておく。 届出書記載事項の変更に関すること及び届出事業を廃止する場合の届出について記載しておくと良い。
	事業実績の報告	◆記録した事業実績は施行規則第96条の規定に基づき、事業場・事業所の所在地を管轄する都道府県に報告しなければならないため、検査規則上もしくは何らかの管理文書上に事業実績の報告に関することを規定しておく。
	遵守事項	◆事業に係る特定計量器特有の遵守事項について規定しておく。 例：譲渡制限対象特定計量器（体温計・血圧計）の取扱（法第57条） 検定証印（基準適合証印）が付されていない体温計・血圧計は他人に譲渡・貸し渡し等ができない。
	届出内容の把握	◆複数の届出区分、事業区分、事業場・事業所を届出している事業者は届出している内容の一覧を作成することが望ましい。（変更事項の届出漏れの防止、届出内容の把握） ※一覧に含める項目 届出の種類（製造、修理、販売の各事業）別に届出している次の内容を一覧に整理すると良い。 ①事業区分：質量計第一類、圧力計第二類、などの事業区分の略称 ②事業場・事業所：届出している事業場・事業所 ③検査設備：届出している基準器等 ◆変更事項の届出忘れ、届出漏れがある事業者では、届出の事業の実施実態がない場合が多く見られます。事業を行わない場合には、廃止の届出をしていただくようお願いいたします。 ◆改定履歴の作成 改定経過を把握するために、改定履歴としてその改定概要を記入する。 例：検査規則新規作成、組織改正に伴う見直し、質量標準管理マニュアル届出に伴う検査設備管理の変更、技術基準の改正に伴う検則引用のJIS発行年の変更及び検査手順の変更、ほか

届出製造及び修理事業者の特定計量器検査規則の作成例

検査規則の作成についての規定→規則第８条（第 13 条が準用する場合を含む）

特 定 計 量 器 検 査 規 則

（注：*斜字の箇所*は、修理事業ではカッコ内の内容。検査規則の名称、体裁は事業者独自のもので可。）

第１章　　総則

(目　的)

第１条　この特定計量器検査規則(以下「規則」という。)は、計量法*第 43 条*(第 47 条)に基づき、○○○会社が*製造*(修理)する特定計量器[事業区分：○○○。対象の特定計量器：○○○、･･･]の品質を確保するための必要な事項を定め、適正な特定計量器*製造*(修理)事業の実施を図ることを目的とする。

（検査規則制定の根拠となる計量法の該当箇条と事業区分とその対象となる特定計量器の種類等を記載する。）

(組　織)

第２条　特定計量器の製造に係る所管部署は○○○部[課]とし、以下組織は別紙１のとおりする。

（別紙とする場合には、各事業者の当該事業に係る組織図を作成し、添付する。検査規則本文中でも良い。）

(検査管理責任者及び検査管理者)

第３条　本規則の円滑な実施を確保するため検査部門を設置し、検査管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び検査管理者(以下「管理者」という。)により構成する。

２　管理責任者は事業所の長、又はこれに準ずる者とする。

３　管理責任者の職務は次のとおりとする。

一　検査部門から管理者の任命及び監督（必要に応じて実施）
二　特定計量器検査細則(以下「細則」という。)の制定及び改訂
三　検査設備の管理及び整備の統括
四　特定計量器の検査方法の改善及び指導
五　特定計量器の検査の実施に係る統括
六　検査設備の管理記録及び特定計量器の検査記録の保存の統括
七　検査結果を評価し品質水準の向上
八　その他、適正な検査の実施を確保するための必要な措置

４　管理者の職務は次のとおりとする。

一　検査設備の定期点検の実施
二　検査実務者への指導・教育
三　検査結果の報告及び記録の保存

(小規模事業所については、「管理責任者」及び「管理者」等の兼務を妨げない。)

第２章　検査設備

(管理台帳)

第４条　検査設備(基準器等を含む)の名称・性能・用途・数量及び点検記録等は別紙２の「管理台帳」のとおりとする。(管理台帳の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。)

(保存)

第５条　管理台帳の保存期間は当該設備が管理対象として存在する間とする。

（保存期間は、設備廃棄後○○年としてもよい。）

(管理及び整備の方法)

第６条　検査設備の管理及び整備の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

（「細則」には、設備の保管場所の平面図、配置図、基準器の有効期間及び更新周期の管理、その他設備の検査周期、日常点検の方法、管理責任者等の具体的な管理方法を記載する。検査規則本文中でも良い。）

第３章　検査

(検査の種類)

第７条　検査の種類は次のとおりとする。

一　材料・部品等の受け入れ検査
二　部品等の組み立てにおける工程検査
三　計量器としての完成品検査(構造・器差)
四　製品としての出荷検査(梱包を含む)

(検査の頻度)

第８条　検査は原則として全数検査とする。ただし、受け入れ検査及び工程検査については、データ等に基づき抜取検査も可能とする。

(検査の方法)

第９条　検査の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。なお、検定対象計量器については構造及び器差ともに特定計量器検定検査規則（以下「検則」という。）及び検則から引用する JIS の規定に準じて行うものとする。

2　法第 49 条により、型式承認された構造の範囲を超える修理をした時には型式承認表示を除去しなければならないが、同条のただし書きにより、修理するはかりの型式承認番号による承認部品を使用した修理をした時には型式承認表示を除去しなくても良い。

3　検定証印が付された特定計量器を修理した後の検定証印の取扱いや検定受検については次のとおりとする。

①施行規則第 10 条の軽微な修理の内容及び施行規則第 11 条の簡易修理(法 49 条のただし書きの技術基準と使用公差を満たすことを検査し確認した場合に限る)の場合、検定証印を除去しなくても良い。

②上記①以外の修理をした場合又は器差を調整した場合には、検定証印を除去し、さらに取引証明に使用する場合には検定を受検しなければならない。

(「細則」には、基準となる JIS 規格番号等、（修理の場合）検定を要す修理となる修理内容（修理する範囲の把握）、具体的な検査の方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。)

第４章　不合格品等の処置

(処置の方法)

第 10 条　不合格品が発生した場合には、次のことを厳守する。

一　受け入れ検査及び工程検査で不合格品が発生した場合には、次工程に送らない。

二　完成品検査及び工程検査で不合格が発生した場合には、再調整又は廃棄措置を講ずる。

三　完成後検査、○○ヶ月以上倉庫等に保管されていたものについては、出荷にあたり再度完成品検査を実施する。

四　管理責任者は不合格品が多数発生した場合には、原因を究明し対策を講ずる。

五　その他、詳細については、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

2　不合格品を廃棄又は所有者に返却するときは検定証印が除去されていることを確認する。

(「細則」を設ける場合には、具体的な方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。)

第５章　記録の保存

(検査記録の保存)

第 11 条　検査結果については、別紙３の「検査記録」に記録を取るとともに○○年保存する。

（記録の保存は、最低３年以上とする。なお、有効期間を有する特定計量器の保存期間は、計量器毎の有効期間を考慮し制定する。検査記録の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。）

(事業実績の記録の保存)

第 12 条　特定計量器の*製造及び修理に係る実績数*（修理の実績数）を年度ごとに集計し、記録する。記録の保存期間は検査記録に準ずる。

第６章　その他

（変更等の届出及び事業実績の報告）

第 13 条　*法第 40 条*（法第 46 条）に規定する届出事項に変更が生じた時は、又は、事業を廃止した時は、*本事業の主たる事業場の所在場所を所轄する○○道府県知事を経由して経済産業大臣*（東京都知事）に規定の様式により変更の届出をする、又は、廃止の届出をする。（製造事業における届出は、主たる事業場が所在する都道府県の知事を経由して経済産業大臣に届け出る。修理事業の届出先は東京都知事から事務の委任を受けている東京都計量検定所長です。）

2　特定計量器の*製造*、*修理*（修理）の実績数は、規則第 96 条の規定により、事業所の所在地を管轄する行政庁へ指定の様式で年度毎に報告を行う。

附　則

この規則は、　　年　　月　　日　から施行する。

改定履歴

施行日	改定概要
xx.xx.xx	検査規則を制定。
xx.xx.xx	・・・を変更
xx.xx.xx	全面改定 ・・・・・・・
xx.xx.xx	・・・を変更

計量法解説編

第１章　計量法の体系及び定義について

第２章　計量法における諸制度について

― 第１章　計量法の体系及び定義について　－

1　計量法の体系

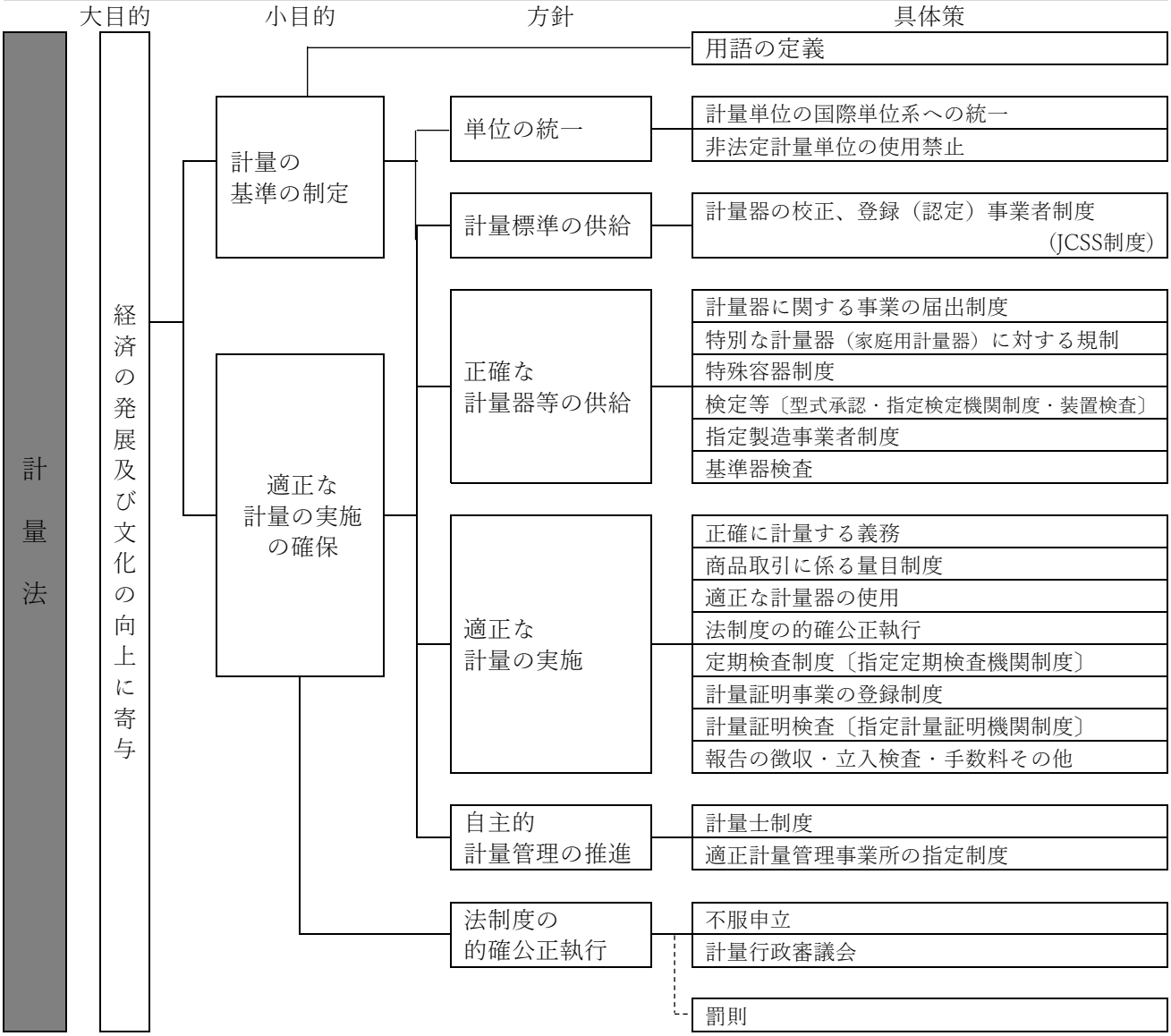

2　計量法の目的

第１条
　この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

◇「適正な計量の実施を確保し」とは、取引、証明、警察権・徴税権、医療、環境、生産管理などの各種の計量について、その目的に即応した正確性を持って計量が実施されることが法律的に保証されなければならないことと解されます。

　そのため計量法では、取引又は証明における業務上の行為を規制するだけでなく、適正な計量の実施を確保するために、計量士制度や適正計量管理事業所制度等を定め、自主的な計量管理を推進しています。

3　計量の定義

「計量」とは、法第 2 条の 72 の物象の状態の量及び計量単位令で定められた 17 の物象の状態の量を計ることをいいます。（⇒「資料 13　計量単位　別表第 2」参照）

4　計量単位の定義（法第２条、単位令第２条別表１、法第８条）

「計量単位」とは、長さ、質量、時間等の計量の基準となるものをいい、「取引又は証明」において使用する計量単位について、「法律で定められた計量単位以外のものは使用してはならない」と規制されています。

◇「法律で定める計量単位」（法定計量単位）については、原則、国際的に合意された「国際単位系（ＳＩ）」による。（法第３条）

◇⇒資料 14　「国際単位系(SI)の仕組み」参照）

5　取引及び証明の定義（法第２条）

計量法における「取引」及び「証明」は、以下のとおり定義されています。

取引	有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為
証明	公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

※条文の用語の解説		
	有償であると無償であるとを問わず	金銭の授受の有無にかかわらず。
	物の給付	売買、貸借、贈与等
	役務の給付	雇用、請負、委託加工等
	業務上	反復継続的に
	公に	公的機関自らが行い、又は公的機関に対すること
	一定の物象の状態の量を有するという事実	特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。。
	真実である旨を表明すること	真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。参考値など単に事実の表明は該当しない。

◇証明と見なされる計量（法第２条）

法第２条：定義等

車両若しくは船舶の運航又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって令第１条で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなす。

令第１条（証明と見なされる計量）

①鉄道車両の運行に関する圧力の計量であって、規則第２条で定めるもの。

②高圧ガスの製造に関する温度又は圧力の計量であって、規則第２条で定めるもの。

◇「取引」及び「証明」の解釈について（補足）

（計量法関係法令の解釈運用等について（平成 30 年４月経済産業省計量行政室）より）

「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上（反復継続的に）他人（証明を行う者以外の者）に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実（特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。）について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれない。

「取引における計量の解釈」

①　法第２条に規定する「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。工程管理に係る計量その他内部的な行為であって業務上その結果が他人に表明されない計量は含まれないものとする。

　ただし、「特定物象量が表記された特定商品」を製造する工程における特定物象量の表記のための計量は、取引における計量に該当するものとする。

②　計量した物に計量の結果を表示する場合であってその物が取引の対象となり表示した計量の結果が契約の要件となるときは、その表示をするための計量は含まれるものとする。

「取引又は証明」の具体的事例（抜粋）

①取引における計量

・小包郵便物及び一般運送事業者等の宅配便物の取次業者による取次店における料金特定のための計量

②証明における計量

・学校等における体重計について

　学校、幼稚園、保育所又は福祉施設、医療機関、保健所等の体重測定に使用される非自動はかりであって、その計量値が健康診断票等に示され通知、報告等されるもの

・検察庁における実地検証のための計量

6　計量器の定義（法第２条）

計量法における「計量器」及び「特定計量器」の定義は以下のとおりです。

計量器	計量をするための器具、機械又は装置をいう。
特定計量器	取引若しくは証明における計量に使用され、又は、主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして、令第２条で定めるものをいう。「⇒資料１　特定計量器の定義及び種類」参照

7　計量器の使用の制限（法第 16 条）

次に該当するものは、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持することができません。

①計量器でないもの

②検定証印、基準適合証印(指定番号)、装置検査証印(ﾀｸｼｰﾒｰﾀｰ)が付されていない特定計量器

③検定証印（基準適合証印を含む。以下「検定証印等」という。）の有効期間を経過したもの、装置検査証印の有効期間を経過したもの

④変成器付電気計器検査に合格しているが、異なった合番号が付されている変成器付電気計器

◇罰則(172 条：法第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した者は 6 か月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は併科)

使用の制限は、「検定対象の特定計量器（令第 17 条別表第 4）であって、検定及び装置検査（この項では「検定等」という。）に合格していない計量器や、検定有効期間が経過した計量器、合番号等の合格条件を満たしていない計量器等は取引・証明行為に使用してはならないという規定。

◇有効期間のある特定計量器⇒資料６参照

◇令第５条に規定する「使用の制限の特例となる特定計量器」は対象外です。(法第 16 条カッコ書きの政令で定める特定計量器)⇒「資料２　使用の制限の特例に係る特定計量器」参照

8　特定計量器の製造･修理の定義

(1) 製造

「特定計量器の製造」とは、計量器を完成させることと解釈されます。次に示す改造に相当

する行為も製造に含まれます。（例外は(2)の「改造と修理」に掲載）

★行うことができる者⇒届出製造事業者

※製造に含まれる行為（法第２条に定められた改造）
①完成された計量器に新たな構造(性能を含む)を付加すること
②完成された計量器の構造の一部を除去すること

(2) 改造と修理（法第２条、規則第４条）

ア　「改造」とは、既存の壊れていない計量器又は壊れている計量器について、元どおりの構造・性能に回復させるのではなく、新たな構造を付加し、又はその構造の一部を除去することをいいます。

型式承認の表示が付された特定計量器は、同一型式の範囲を超える行為がこれに該当する。
改造した特定計量器は、型式の同一性を喪失し、型式承認の表示の除去が必要となる。

イ　「修理」とは、一旦完成された計量器が、その構造の一部を失った場合に、その失われた構造を回復し元どおりにすること。

（修理とみなされる改造）
※例外：修理とみなされる改造（規則第４条）⇒届出修理事業者も行える行為
①タクシーメーターの自動車への取付け
②皮革面積計に係る拡大指示機構又は送り速さ機構の改造
③アネロイド型圧力計に係る目盛板、弾性受圧部(拡大指示機構に連結するために変位端に固定した部分を含む。以下同じ。)､液体に直接接触する部分及び温度補正機構以外の部分の改造

(3) 簡易修理（法第 49 条ただし書きの経済産業省令で定める修理（規則第 11 条））

構造に影響を及ぼし得る修理であって、器差に影響を与える蓋然性の乏しい行為として規則第 11 条に規定されている修理の内容のみが簡易修理の対象となります。

検則で規定する技術上の基準及び器差を満たしていない場合は検定証印等を除去しなければなりません。

◇簡易修理で次の両方が満たされる場合は検定証印を除去しなくても良い。(規則第 11 条)
　⇒第２章 1(5)参照
①性能が技術上の基準（検則第 64 条）を満たしている。
②使用公差（検則第 65 条）を超えない。

(4) 軽微な修理（法第 46 条の経済産業省令で定める軽微な修理（規則第 10 条））

計量器の性能を含んだ構造に影響を及ぼさない修理行為であって、事業の届出及び検定証印等の除去の必要がない。法第 46 条に規定される修理届出の対象外の内容として規則第 10 条に規定されています。

行為	行える者
改造	届出製造事業者（「修理とみなされる改造」は、届出修理事業者も行える。）
修理	届出修理事業者、届出製造事業者（第 40 条の規定による届出に係る特定計量器）
簡易修理	届出製造事業者、届出修理事業者、適正計量管理事業所の指定を受けた者
軽微な修理	行える者としては、計量関係法令では特に規定されていません。誰でも可

◇⇒資料３　「簡易修理・軽微な修理」参照

― 第２章　計量法における諸制度について　－

1　検定制度

(1) 検定制度の主旨

検定制度は、適正な計量を確保するために、取引及び証明に使用される特定計量器が特定計量器検定検査規則で定める構造や性能を有しているか検査することをいいます。

取引及び証明に使用される特定計量器は、検定証印等が付されていなければ使用・使用に供するために所持することができません。（令第５条に係る特定計量器を除く(⇒資料２「使用の制限の特例に係る特定計量器」参照)）（使用の制限・法第16条）

また、検定証印等の有効期間を経過したもの、装置検査証印が付されていないものも同様に使用・所持することができません。※使用の制限と検定の開始日の経過措置（令附則第３条）

(2) 検定の申請（法第70条）（実施機関）

検定を受けようとする者は、令第17条で定める別表第４の区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日電検又は指定検定機関に申請書を提出しなければなりません。

（⇒「資料５　検定の実施主体」参照）

検定の申請に関係する政省令の記載箇所は次のとおりです。

政省令箇条	概要
令第17条（検定の申請）	検定申請書の提出先について
検則第３条（申請）	使用する検定申請書の様式、添付資料などについて
検則第４条（特定計量器の提出）	検定を受検する特定計量器の提出について

◆施行令第17条（検定の申請）

◇令第17条、令別表第４の概要

①検定申請書の提出先
　令別表第４のとおり、特定計量器ごとに定められた提出先に提出します。
※提出先は、型式承認表示が「付されている場合」と「付されていない場合」で異なる場合もあります。
　また、一定期間の経過後に修理が必要となる特定計量器も、条件により提出先が異なります。

②令別表第４に記載されている提出先
　産総研、日電検、指定検定機関、都道府県知事（※）
　（いずれの特定計量器も、全ての提出先に提出できるとは限らないので注意）
　※検定申請書の提出先が都道府県知事の場合
　　提出先⇒その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事
　　東京都計量検定所では、東京都以外に所在する特定計量器の検定はできません。

◆検則第３条（申請）電気計器に関する内容及び第５項の内容は省略

◇都道府県知事が行う特定計量器の検定及び装置検査の申請書の内容

項目	内容
申請書の様式	検定：様式第１　　装置検査：様式第３
申請書に添付する書類	検定及び装置検査を受けようとする特定計量器の「構造、使用方法及び使用条件を説明した書類」 ①構造図、②作動原理図、③型式承認図面、④取扱説明書、など ※検定及び装置検査を行う部署の指示に従って下さい。
装置検査の申請受理時の特例	装置検査申請を受理している旨は、装置検査申請済票（様式第４）により、タクシーメーターの次のいずれかの箇所にはり付けなければなりません。 ①本体の正面、②本体の正面の隣接した箇所

◇検則第３条の概要（電気計器に関する内容と都道府県知事の検定に関する以外のものは省略）

①都道府県が検定を行う特定計量器の検定を受けようとする者は、様式第１による申請書をその検定を行う都道府県知事に提出しなければならない。（第１項）
②装置検査を受けようとする者は、様式第３による申請書をその装置検査を行う都道府県知事に提出しなければならない。（第３項）
③申請書には、検定等を受けようとする特定計量器の構造図、作動原理図その他の特定計量器の構造、使用方法及び使用条件を説明した書類を添付しなければならない。（第４項）
※型式承認表示が付されている特定計量器（修理済表示をしたもので１年を経過していないものを含む）の場合や、都道府県知事が特に認める場合はこの限りではない。（第４項ただし書き、検則第 18 条、法第 50 条、令第 12 条）
④装置検査の申請を受理している旨の証票は、様式第４により、タクシーメーターの本体の正面又はその隣接した箇所にはり付けるものとする。（第８項）

◆検則第４条（特定計量器の提出）電気計器に関する内容及び第５項～第７項は省略

◇検則第４条の概要（電気計器に関する内容ほか都道府県知事が検定する内容に関する以外のものは省略）

検定等を受ける特定計量器の提出等に関して、受検する特定計量器に求められる内容は次のとおりです。

①検定及び装置検査の申請書（検定等の申請書）を提出すると同時に、検定等を受ける特定計量器を都道府県知事に提出しなければならない。（第１項）
※特定計量器の設置場所で検定等を受ける場合はこの限りではない。（第１項ただし書き）
②次のいずれかの要件を満たす特定計量器の検定を申請するときは、3 個の試験用特定計量器を提出しなければならない。（第２項）
要件１：型式承認表示が付されていない特定計量器
要件２：「一定期間の経過後に修理が必要な特定計量器　（令第 12 条）」で「型式承認表示が付されている」もののうち、次のいずれかに該当する
ア；当該型式承認表示が付されてから「第 18 条に規定する期間」を経過したものにあっては、修理済表示が付されていないもの
イ：修理済表示が付されてから「第 18 条に規定する期間」を経過したもの
※「第 18 条に規定する期間」：当該表示を付した日から次の年の末日まで。
※試験用特定計量器の提出について、都道府県知事などの検定機関が特に認める場合をこの限りではない。（第２項ただし書き）
③検定等を受けるときは、その特定計量器を直ちに検定等をできる状態にしておかなければならない。（第３項）
④検定等を受けるために提出された特定計量器は、修理加工等によりその現状を変更してはならない。（第４項）

⑶ 検定の合格条件

検定を行った特定計量器が法第 71 条に適合するときは、合格となります。

検定の合格条件（法第 71 条）	適合するかどうかの方法
①その構造(性能及び材料の性質を含む。)が経済産業省令(検則)で定める技術上の基準に適合すること。（第１号）	法第 71 条（検則第 17 条に規定する方法）
②その器差が経済産業省令(検則)で定める検定公差を超えないこと。（第２号）	法第 71 条（検則第 19 条に規定する方法）

◇現行の計量法関係法令による技術基準ではなく、従前の技術基準が適用される場合

計量法及びその関係法令が改正された時に、従前の内容によるという「経過措置」が設けられる場合があります。この「経過措置」は、「附則」として規定されており、現行法令と異なる規定内容が書かれています。
したがって、製造又は修理をする場合には、次の内容（一例）にも注意が必要です。
①従前の基準による特定計量器が製造できる期間（経過措置が設けられないこともあるので注意。）
②従前の基準による特定計量器への経過措置の適用(修理基準、器差検定等で従前の方法による場合がある。)

法第 168 条(経過措置)　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

◇構造に係る技術上の基準（検則第６条）

特定計量器が検定に合格するための「構造に係る技術上の基準」は検則第７条から第 15 条（下表）までに定めるところによるほか、第２章から第 26 章に定めるところによります。（特定計量器ごとの基準は、一部を除き検則が引用する JIS 規格を引用。⇒「資料４参照」）

箇条	項	号	規定内容
第７条 表記等	1		特定計量器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。
	2		特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。
	3		特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める質量計並びに温度計、密度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。
		1	当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法　（昭和 34 年法律第 127 号）第２条第５項 の登録商標をいう。）又は様式第６により経済産業大臣に届け出た記号
		2	当該特定計量器の製造年
		3	製造番号
	4		前項第２号の事項の表記にあっては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。
	5		第３項第２号の事項は、令附則第五条第一項の経済産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもりにあっては、表記することを要しない。
	6		特定計量器（タクシーメーターを除く。）の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。
第８条 計量単位	1		特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則第１条に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。
	2		特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第２条 に定めるものを標準とするものでなければならない。
第９条 ヤードポンド法の表示			単位規則第８条 並びに第 11 条第１項第１号 及び第２号 に掲げる計量器として用いられる特定計量器には、それぞれ単位規則 別表第 12 及び別表第 13 の中欄又は下欄に掲げる表示が付されていなければならない。 別表第 12（単位規則８条関係）中欄・下欄（上欄略） 機械装置設計用 ［設計］ 輸出検査用 ［輸検］ 立会検査用 ［立検］ 検量用 ［検量］ 別表第 13（単位規則第 11 条関係）中欄・下欄（上欄略） 航空用 ［航］ 自衛隊用 ［武器］ 法第９条の経済産業省令で定める特殊の計量に使用するもので、単位規則第８条及び第 11 条により経済産業大臣の承認を受けたものに限る
第 10 条 材質			特定計量器の材料の材質は、通常の使用状態において、摩耗、変質、変形又は破損により、その性能及び器差に影響を与えるものであってはならない。
第 11 条 検出部と構造上一体となった表示機構			非自動はかり、積算体積計、積算熱量計、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計は、検出部と構造上一体となった表示機構を有するものでなければならない。ただし、構造、使用条件、使用状況等からみて経済産業大臣が別に定める特定計量器にあっては、検出部に近接した（必要に応じ、経済産業大臣がその範囲を定めるものにあっては、その範囲にある）表示機構を有する場合は、この限りでない。
第 12 条 分離することができる表示機構	1		分離することができる表示機構であって、当該表示機構が表示する計量値についての器差が検定公差に適合するかどうかを検出部とともに個々に定める必要があると認められるものを有する特定計量器にあっては、当該特定計量器の検出部及びその分離することができる表示機構に合番号が付されていなければならない。
	2		分離することができる表示機構（前項に規定するものを除く。）であって、専ら当該特定計量器とともに商品の物象の状態の量を示して販売するときに使用するものを有する特定計量器は、当該表示機構に当該特定計量器に係る法第 76 条第１項 、第 81 条第１項又は第 89 条第１項の承認（以下「型式の承認」という。）を受けた型式と同一の型式に属するものであることを示す表示（型式承認表示のないものにあっては、これに類する表示）が付されているものでなければならない。
第 13 条 複数の表示機構	1		２以上の表示機構を有する特定計量器は、いずれの表示機構も検定に不合格となったものであってはならない。
	2		２以上の表示機構を有する特定計量器は、同一の量に対する各々の表示機構の計量値の差が次に掲げる値を超えるものであってはならない。

		1	当該表示機構が表示する計量値の器差が検定公差に適合するかどうかを検出部とともに個々に定める必要があると認められる表示機構を含む２以上の表示機構	検定公差に相当する値
		2	前号に掲げるもの以外のもの（分離することができる表示機構にあっては、専ら当該特定計量器とともに商品の物象の状態の量を示して販売するときに使用するものに限る。）	目量
第 14 条 複合 特定計量器	1		特定計量器は、当該特定計量器と構造上一体となっている計量器が検定に合格しない特定計量器又は有効期間の経過した検定証印若しくは法第 96 条第１項 の表示（以下「検定証印等」という。）の付された特定計量器であってはならない。	
	2		特定計量器は、法定計量単位等以外の計量単位による表記等がある計量器と構造上一体となっているものであってはならない。	
	3		特定計量器以外の計量器又は令第５条 に掲げる特定計量器と構造上一体となっている特定計量器には、当該特定計量器の見やすい箇所に検定対象である旨又は特定計量器でない計量器若しくは令第５条 に掲げる特定計量器の見やすい箇所に検定対象外である旨が表記されていなければならない。	
第 15 条 封印等			特定計量器（日本産業規格Ｂ7611―2 の 5・2 に規定する精度等級が１級の非自動はかり、皮革面積計、騒音計、令別表第二第五号に掲げる濃度計その他経済産業大臣が特に定めるものを除く。）は、器差を容易に調整することができないもの又はその性能及び器差に著しく影響を与える部分に封印がされているものでなければならない。	

◇特定計量器への表記・記号の使用（検則第７条）※検則第７条⇒上表参照

◇表記における注意

①表記及び目盛標識は、「容易に消滅するもの」、「不鮮明なもの」又は「誤認のおそれがあるもの」であってはならない。（第１項）
②表記及び目盛標識は、誤記があってはならない。（第２項）

◇表記事項

特定計量器には、表記を付することが困難なものとして除かれているものを除き、その見やすい箇所に次の事項が表記されていなければならない。

①製造事業者名、製造事業者の登録商標又は様式第６により経済産業大臣に届け出た記号
②製造年
③製造番号
※表記を付することが著しく困難なものとして規定されているもの
　経済産業大臣が別に定める質量計、温度計、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計
※②製造年について
　ア　型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。
　イ　令附則第５条第１項（規定内容は割愛）の経済産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもりにあっては、表記することを要しない。

◇表示機構への計量単位の表記

特定計量器の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。（タクシーメーターを除く）

◇記号の使用及び届出

記号を使用する場合は、所定の様式（様式第 6）により経済産業大臣に届け出る。

◇有効期間のある特定計量器の修理における表記

届出修理事業者のうち、法第 50 条で定める有効期間のある特定計量器であって、一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるもの（令第 12 条）には、次のいずれかの表記事項を表示しなければならない。（規則第 15 条）

修理済表示に必要な事業者名等の表示（規則第 15 条）→次のいずれかを表示
ア　届出製造（修理）事業者の名称　　イ　当該製造（修理）事業者の登録商標
ウ　経済産業大臣に届け出た記号

◇型式承認表示のある特定計量器の構造検査の省略（法第 71 条）

検定に際しては、型式承認表示が付された特定計量器は、「性能に関するものであって個々に定める必要があるもの」（←別途説明）を除き、その構造が技術上の基準に適合するものとみなされる。

◇一定期間の経過後に修理が必要となる特定計量器の構造検査

特定計量器には、規則第 14 条で定められた基準に従って修理、又は点検し、同第 15 条の修理済表示を付すことで、その構造が技術上の基準に適合するものとみなされるものがある。

★東京都計量検定所では、技術上の基準の適合の確認として、原則、型式承認図書との照査を行っています。

令第 12 条に規定されている一定期間の経過後に修理が必要となる特定計量器

水道メーター、温水メーター、燃料油メーター(使用最大流量が 1 リットル毎分以下のものを除く)のうち、自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの、ガスメーター、積算熱量計、最大需要電力計、電力量計、無効電力量計（⇒「資料６　特定計量器の有効期間、一定期間後に修理が必要な特定計量器」参照）

◇個々に定める性能

法 71 条「型式承認表示のある特定計量器の構造検査」においては構造検査を省略できない内容として、「性能に関するものであって個々に定める必要があるものとして経済産業省令で定めるもの」が規定されています。

また、検則が引用する JIS に「個々に定める性能の技術上の基準」及び「個々に定める性能の検定の方法」が規定されています。

◇個々に定める性能が規定されている特定計量器（電気計器を除く）（参考）令和２年５月現在

対象特定計量器			個々に定める性能の技術上の基準（引用 JIS 規格及び記載箇条）	
質量計	非自動はかり		JIS B 7611-2（2015）	JA.2.1.1
	自動はかり	ホッパースケール	JIS B 7603（2019）附属書	JA.3.1.3
		充塡用自動はかり	JIS B 7604-1（2019）附属書	C.3.1.3
		コンベヤスケール	JIS B 7606-1（2019）附属書	JA.3.1.3
		自動捕捉式はかり	JIS B 7607（2018）附属書	JA.3.1.3
温度計	ガラス製温度計		JIS B 7414（2018）	JA10.1.1
	ガラス製体温計		JIS T 4206（2018）	A7.2.1
体積計	量器用尺付タンク		JIS B 8573（2011）	JA,1,1
密度浮ひょう	密度浮ひょう		JIS B 7525-1（2018)附属書	JA.10.2
	液化石油ガス用浮ひょう型密度計		JIS B 7525-2（2018)附属書	A.10.2
騒音計			JIS C 1516（2014）	JA.2.1
振動レベル計			JIS C 1517（2014）	A.2.1
濃度計	酒精度浮ひょう		JIS B 7548（2009）	9.1.1
浮ひょう型比重計			JIS B 7525-3（2018)附属書	B.10.2

◇器差調整箇所の封印（検則第 15 条　封印等）

特定計量器は、器差を容易に調整することができないもの又はその性能及び器差に著しく影響を与える部分に封印がされているものでなければならない。

◇対象とならない特定計量器（検則第 15 条のかっこ書き）

①JISB7611-2 の 5.2 に規定する精度等級が 1 級の非自動はかり
②皮革面積計
③騒音計
④令別表第 2 第 5 号に掲げる濃度計
⑤その他経済産業大臣が特に定めるもの

◇器差及び検定公差（検則第 16 条）

検定を行う計量器ごとに特定計量器検査規則２章から 26 章それぞれの第１節（電気計器を除く）第２款に定められた器差の許容値を検定公差という。

特定計量器の器差は、計量値から真実の値を減じた値又は、その真実の値に対する割合をいう。

検定公差は、タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっては器差の絶対値に適用する。（タクシーメーターはマイナス側のみの適用）

◇特定計量器の器差

①　計量値-真実の値

②（計量値-真実の値）／真実の値

◇構造検定の方法（検則第 17 条）

構造検定の方法（検則第 17 条の法第 71 条の経済産業省令で定める方法）は次による。

第１項	①検則第２章から第 26 章に定めるところによる。 ②目視その他の必要と認められる適切な方法とする。
第２項	検定において必要があると認めるときは、 ①特定計量器を分解して、検定をすることができる。 ②当該特定計量器に使用されている部品若しくは材料と同一の形状若しくは材質を有する部品若しくは材料の提出を求めて検定をすることができる。

◇器差検定の方法（検則第 19 条）

法第 71 条の経済産業省令で定める方法（以下「器差検定の方法」という。）は、基準器又は次条に定める標準物質を用いて行う第２章から第 26 章までに規定する器差検定の方法とする。

(4) 検定証印（法第 72 条）

検定に合格した特定計量器には、検則第 23 条で定める検定証印を、同第 24 条の定めにより特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく消滅しにくい部分又は本体に取り付けた通常の使用状態において見やすく消滅しにくい金属片その他の物体に付する。（打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印による場合）

（検則第 23 条で定める検定証印）

①有効期間が定められた特定計量器（法第 72 条）

構造、使用条件、使用状況等から見て、検定に有効期間を定めることが適当であると認められるものとして令第 18 条で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その令で定める別表第３に掲げる期間とし、その満了の年月（西暦）を検定証印に表示する。

検定証印と有効期間満了の表示例（検則第 25 条）

（検定が 2017 年 11 月で有効期間が７年の場合）

2024 . 11　　2024 11　　2024 11

★検定証印の有効期間は、検定証印を付した月の翌月一日から起算する。 ただし、自動はかりは、検定証印を付した年度の翌年度の四月一日から有効期間を起算する。（検則第 25 条）

◇検定証印等の有効期間のある特定計量器（電気計器を除く）（令第 12 条、第 18 条）

種類		期間
質量計	イ　自動はかり（ロに掲げるものを除く）	２年
	ロ　法第 127 条第１項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり	６年

種類			期間
積算体積計	水道メーター、温水メーター		８年
	燃料油メーター(最大流量 1L／分以下のものを除く)	(1)自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんする給油取扱所に設置するもの	７年
		(2)前記(1)以外のもの	５年
	液化石油ガスメーター		４年

種類			期間
積算体積計	ガスメーター	(1)計量可能なガスの総発熱量が１㎥につき 90MJ 未満で使用最大流量が 16 ㎥/h 以下 (2)計量可能なガスの総発熱量が１㎥につき 90MJ 以上で使用最大流量が６㎥/h 以下	10 年
		(1)又は(2)以外	７年

種類	期間	種類	期間
積算熱量計	８年	騒音計	５年
照度計	２年	振動レベル計	６年

種類		期間
濃度計	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	２年
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	６年
	前記以外、酒精度浮ひょう以外	８年

※種類：特定計量器の種類　　期間：有効期間

◇上記のうち、有効期間のある特定計量器に係る修理（法第 50 条）

検定証印等の有効期間のある特定計量器(令第 18 条)のうち、一定期間(検則第 18 条)の経過後修理が必要なものについては、一定の基準(規則第 14 条）に従って修理をしたときは、当該特定計量器に次の表示を付すことができる（規則第 15 条）。

★修理済表示と点検又は補修を行った届出製造（修理）事業者は名称、登録商標又は記号を表示する。

一定期間の経過後に修理が必要な特定計量器（令第 12 条）（電気計器は省略）
水道メーター
温水メーター
自動車等給油メーター
ガスメーター
積算熱量計

修理済表示（規則第 15 条）	
スタンプ（容易に消滅しないインクを用いたものに限る。）、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印	
点検のみをした場合	補修又は取替えをした場合
（注：円内の数字は、修理を行った西暦年数）	

②定期検査及び計量証明検査の対象となる特定計量器

第 19 条の定期検査の対象となる特定計量器又は第 116 条の計量証明検査の対象となる特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月（西暦）を表示する。

検定を行った年月の表示例（検則第 26 条）		
検定が 2017 年 11 月の場合		

※省令改正（2018.3.30）により、検定証印等の年号表記について、’（アポストロフィ）と西暦年数十位以下の数字による表記を認められた。

◇定期検査の対象となる特定計量器

検定に合格した特定計量器であっても、使用方法や使用環境により性能の劣化を生じることもあり、検定時に確認された精度や機能が維持されている保証がないことから、取引・証明の計量に使用している特定計量器は、一定期間ごとに都道府県知事等が行う定期検査を受けなければならない。

定期検査の対象となる特定計量器（令第 10 条）	
非自動はかり	（①載せ台面積(㎡)／ひょう量値(t)が 0.1 以下のもの、②ひょう量が 0.5t 以上であって、載せ台の幅が 400 ㎜以下のもの、③自重計、を除く）
分銅及びおもり	
皮革面積計	

定期検査済証印（検則第 48 条）
定期検査を 2017 年 11 月に行った場合
東京都 東京都
検査に合格したものは、検査を行った都道府県等の名称に隣接して定期検査済証印と検査を行った年(西暦)及び月が表示される。

◇計量証明検査に使用する特定計量器

計量証明事業者は、第 107 条の計量証明事業の登録を受けた日から特定計量器ごとに令第 29 条で定める期間ごとに、検則第 50 条で定めるところにより計量証明事業で使用する特定計量器について、その登録した都道府県知事等が行う計量証明検査を受けなければならない。

計量証明検査の対象となる特定計量器（令第 29 条、別表第 5）	
特定計量器	計量証明検査を受けるべき期間
非自動はかり、分銅及びおもり	2 年
皮革面積計	1 年
騒音計	3 年
振動レベル計	
濃度計（ｶﾞﾗｽ電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く）	

計量証明検査済証印（検則第 56 条）
計量証明検査を 2017 年 11 月に行った場合
東京都
検査に合格したものは、検査を行った都道府県等の名称に隣接して計量証明検査済証印と計量証明検査を行った年(西暦)及び月が表示される。

※省令改正（2018.3.30）により、定期検査検査及び計量証明検査を行った年(西暦)及び月の表記について、’（アポストロフィ）と西暦年数十位以下の数字による表記を認められた。

⑸ 検定証印等の除去

特定計量器の改造又は修理をした者は、検定証印等、合番号、装置検査証印を除去しなければならない。(法第 49 条)

①検定証印除去の方法（検則第 29 条）

除去の方法は、次の①～⑤のいずれかによる。

除去の方法
①機械的な方法により削除する。
②薬剤により消去する。
③容易にはく離しない塗料により被覆する。

除去の方法
④検定証印等、合番号又は装置検査証印の全体にわたり、明りょうにかつ、容易に消滅しない方法で、相互に平行又は交差する二本以上の線を施す。
⑤右の形状の消印を打ち込み印又はすり付け印により付する。「 」

②検定証印等を除去しないことができる修理

法第 49 条第 1 項ただし書きを満たす場合には検定証印等を除去しないことができる。

◇検定証印等を除去しないことができる修理（法第 49 条第 1 項ただし書き、規則第 11 条）

修理の実施者	修理する特定計量器	修理内容	検定証印等を除去しない条件
届出製造事業者	届出に係る事業の特定計量器	規則第 11 条に規定される修理の内容（簡易修理）	次の両方の内容を満たすこと。 ①検則で定める技術上の基準に適合している。 ②その器差が検則で定める使用公差を超えていない。
届出修理事業者			
適正計量管理事業所の指定を受けた者	その指定に係る事業所において使用する特定計量器		

⑹ 製造等の後に譲渡等の制限があるもの（法第 57 条）

令第 15 条で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。（第 1 項）

販売事業を行う者は、検定証印が付されているもので無ければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し、もしくは貸し渡すために所持してはならない。（第 2 項）

◇譲渡制限の対象となる特定計量器（令第 15 条）
①ガラス製体温計　②抵抗体温計　③アネロイド型血圧計
◇譲渡制限の対象となる特定計量器のうち、譲渡等の制限とならないもの（法第 57 条ただし書き）
輸出のためのものであって、当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ都道府県知事に届出たものは、法第 57 条で規定する譲渡等の制限の対象とはならない。

◇罰則（法第 170 条）

法第５７条に違反した者は 1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

2 型式承認制度

(1) 制度の主旨

一定の表示（型式承認番号）が付されている特定計量器の検定に際して、構造の検査（一部の性能及び器差検査を除く）が省略することができる制度である。

特定計量器の検定合格条件は、当該特定計量器の構造及び器差が基準に適合することであり、申請があった特定計量器は、全数「構造に係る技術上の基準」等、詳細に検査しなければなりません。

しかし、構造検査のうち電気的試験や耐久性の検査等は、長い時間を要し、計量器にストレスを与える試験を伴うこともあります。

そこで、個々の計量器を検定する前段に，届出製造事業者※が提出したその型式の計量器に対して、構造に関する試験を行い，合格した計量器に対して型式承認を与えられるものです。以降その製造事業者がその承認に係る型式に属する特定計量器を製造した場合は一定の表示を付すことができます。

※国内の届出製造事業者（法第 76 条）だけでなく、輸入事業者（法第 81 条）、外国製造事業者（法第 89 条）にも適用され、輸入される特定計量器の型式についても承認を受けることができる。

(2) 型式承認を行う者及び対象器種（令第 22 条）

特定計量器の対象器種	型式承認を行う者
電気計器(別表第 4 の 9.10.11)以外の特定計量器	国立研究開発法人産業技術総合研究所
電気計器(別表第 4 の 9.10.11)	日本電気計器検定所

特定計量器の対象器種は、資料 4 の特定計量器の列を参照（電気計器は省略）

(3) 型式の申請と承認

型式承認の申請の手続は「国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程」「第三章　型式承認」の定めにより行われます。

◇上記規程「第三章　型式承認」の規定概要

（原文は規程の本文を確認して下さい。）

箇条	規定名称	規定概要
第 7 条	型式承認の種類	新規型式、承認型式について
第 8 条	型式承認の申請	申請に必要な申請内容の規定
第 9 条	承認試験の実施	承認試験と承認試験を省略できる場合について
第 10 条	試験成績書	承認試験結果により所定の事項を記載した成績書の作成
第 11 条	型式の承認又は不承認	試験成績書に基づく型式の承認及び不承認
第 12 条	特定計量器の返還	型式承認終了後の特定計量器の返還
第 13 条	公示	型式承認の官報公示
第 14 条	軽微変更届出	型式承認の変更の届出内容について
第 15 条	記載事項変更届出	承認製造事業者の届出事項変更について
第 16 条	更新の申請	更新に必要な申請内容の規定
第 17 条	更新及び失効の公表	更新型式及び失効型式のインターネット公表

(4) 型式承認の有効期間（法第 83 条、令第 23 条）

10 年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失います。

（効力を失ってからは、型式承認表示のない計量器と同等の扱いを受けることになる。また、効力を失った後に型式承認表示を付した場合には法第 84 条の違反（罰則：第 172 条、第 177 条）となる。）

(5) 型式承認の表示（検則第 35 条）

型式承認表示は、本体の見やすい箇所に次の様式により明りょうに付さなければなりません。

様式一	型式承認第１号
様式二	型承１号

様式三	型式承認第１号 2017	様式五	型式承認第１号 2017
様式四	型承１号 2017	様式六	型承１号 2017

法第 50 条の有効期間のある特定計量器は、様式三から様式六までのいずれかとし、2017 は、表示を付した年（西暦）を表す。

(6) 型式承認に関する基準適合義務（法第 80 条、第 82 条）

①届出製造事業者に対する基準適合義務（法第 80 条）

製造する特定計量器の型式について承認を受けた届出製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が法第 71 条第１項第１号の経済産業省令で定める技術上の基準（法第 71 条第２項の経済産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。）に適合するようにしなければなしません。

②輸入事業者に対する基準適合義務（法第 82 条）

輸入する特定計量器の型式について承認を受けた輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するものを販売しなければなりません。

◇次に該当する場合は基準適合義務が適用されません。（法第 80 条及び第 82 条のただし書き）

①輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合。

②輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たとき。

(7) 型式承認表示の除去（法第 49 条）

型式承認の表示が付されている特定計量器の「改造又は修理」をした者は、その表示を除去しなければなりません。（法第 49 条第２項ただし書きを満たす場合には、型式承認表示を除去しないことができる。）

①型式承認表示除去の方法（検則第 36 条が準用する第 29 条）

除去の方法は、次の①～⑤のいずれかによることとされています。

除去の方法
①機械的な方法により削除する。
②薬剤により消去する。
③容易にはく離しない塗料により被覆する。

除去の方法
④検定証印等、合番号又は装置検査証印の全体にわたり、明りょうにかつ、容易に消滅しない方法で、相互に平行又は交差する二本以上の線を施す。
⑤右の形状の消印を打ち込み印又はすり付け印により付する。「 」

②型式承認表示を除去しないことができる修理（法第 49 条第２項ただし書き）

特定計量器の改造又は修理のうち、法第 49 条第２項ただし書きを満たす場合には、型式承認表示を除去しないことができます。

◇型式承認表示を除去しないことができる修理（法第 49 条第２項ただし書き、規則第 12 条）

修理の実施者	修理する特定計量器	修理内容（規則第 12 条）
届出製造事業者	届出に係る事業の特定計量器	①規則第 11 条第１項に規定される修理の内容（簡易修理） ②当該計量器に係る型式と同一型式に属するものとして、「国立研究開発法人産業技術総合研究所」又は「日本電気計器検定所」が示す構造の範囲における修理（※）
届出修理事業者		
適正計量管理事業所の指定を受けた者	その指定に係る事業所において使用する特定計量器	

※参考例（型式承認の変更事項）として、巻末に非自動はかり（検出部が電気式）と電気式アネロイド血圧計を掲載

3 指定製造事業者制度（法第 90 条～101 条）

⑴ 指定製造事業者制度の主旨

届出製造事業者（外国製造事業者を含む）のうち、一定水準以上の品質管理を有している事業場として経済産業大臣の指定を受けると、その事業場で製造され、自社検査された指定に係る特定計量器は、公的機関の検定を受けたものと同等とみなされます。(法第 16 条)

指定に係る事業の区分は、法第 40 条により、規則第５条で定める別表第１による。（資料７参照）

⑵ 指定製造事業者の指定

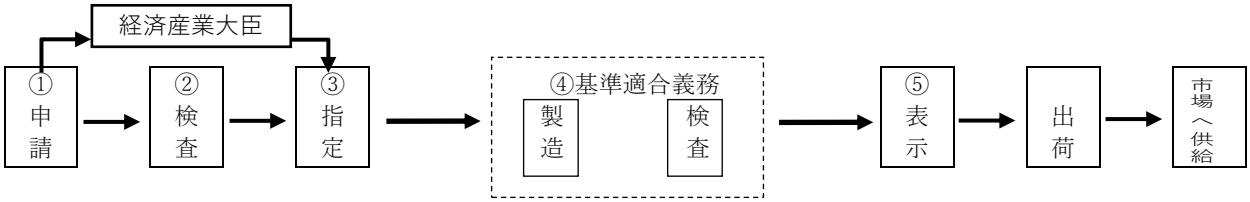

法第 16 条の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、法第 40 条で定める事業の区分(規則第５条別第表１)に従い工場又は事業所ごとに行います。（法第 90 条）

①届出製造事業者に係る指定の申請（法第 91 条、指定製造事業者の指定等に関する省令）

法第 91 条で「指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない」と規定されているが、「指定製造事業者の指定等に関する省令」第２条により、工場又は事業場の所在を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出するとされています。（電気計器を除く）

◇申請書に記載する事項（法第 91 条）

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　②事業の区分
③工場又は事業場の名称及び所在地　④法第 40 条の規定による製造事業の届出の年月日
⑤品質管理の方法に関する事項(「指定製造事業者の指定等に関する省令」による。)

②品質管理の方法についての検査（法第 91 条）

指定の申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、事業区分に従い都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければなりません。

（指定検定機関が法第 93 条の調査での適合の旨を示す書面が添付された場合はこの限りではない。）

検査を行った都道府県知事又は日本電気計器検定所は、「指定製造事業者の指定等に関する省令」により検査結果を経済産業大臣に報告しなければなりません。

③指定の基準（法第 92 条）

経済産業大臣が「品質管理の方法」に関する事項が、「指定製造事業者の指定等に関する省令」で定める基準に適合すると認めるとき（法第 92 条、上記省令第３条）。

◇品質管理の方法の基準（指定製造事業者の指定等に関する省令第３条）

品質管理の方法の基準は別表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるとおりとし、その細目については「指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細則に関する公示」に定め、公示する。

別表に記載されている品質管理の方法の事項名（基準は掲載省略。）

事項名	事項名	事項名
①品質管理体制	④工程管理	⑦製造設備及び検査設備
②品質管理推進責任者	⑤完成品管理	※平成 29 年経済産業省令第 74 号の附則に経過措置があります。
③材料、部品等の購買	⑥製品の識別及び工程遡及可能性	

◇指定製造事業者の指定を受けることができない場合（法第 92 条）

次に該当する届出製造事業者は、指定製造事業者の指定を受けることができません。

①この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しないもの。
②第 99 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないもの。
③法人であって、その業務を行う役員のうちに上記①②の１つに該当する者があるもの。

④基準適合義務（法第 95 条）

◇製造する特定計量器に係る適合義務

指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、法第 76 条の型式承認に属する特定計量器を製造するときは次に適合しなければなりません。（ただし、輸出のために製造する場合あらかじめ都道府県知事に届出たとき、及び試験的に製造する場合を除く。）

①第 71 条で定める「検則」第６条の技術上の基準であって同第 17 条の構造検査の方法に適合しなければならない。
②同第 16 条の検定公差を超えないようにしなければならない。

◇検査記録の作成及び保存

指定製造事業者は、「指定製造事業者の指定等に関する省令」により、製造する型式承認に属する特定計量器について、検査を行い、その検査記録を作成し保存しなければなりません。

検査記録の作成及び保存⇒上記省令第７条（検査方法等）
法第 95 条の経済産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。（各号の記載は省略）

⑤表示（法第 96 条）

指定製造事業者がその指定に係る工場又は事業場で、型式承認に属する特定計量器を製造したときは、「指定製造事業者の指定等に関する省令」で定める表示を付すことができます。

基準適合証印（左記省令第８条）
基準適合証印には指定の際に経済産業大臣が指定した番号を証印に隣接した箇所に表示する。

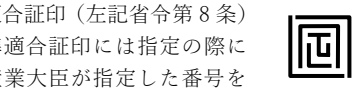

◇年月の表示（上記省令第９条）

年月の表示は、次の特定計量器に対し、この省令の第９条が準用する検則第 25 条及び第 26 条の方法により行う。

①法第 72 条の有効期間のある特定計量器は、その満了する年月を表示する。
②法第 19 条の定期検査対象の特定計量器並びに法第 116 条の計量証明検査対象の特定計量器はその表示した年月を表示する。

⑥表示の制限（法第 97 条）

何人も、法第 96 条（法第 101 条での準用を含む。)に規定する場合を除くほか、特定計量器にこの表示又はこれと紛らわしい表示を付すことはできません。

※法第 101 条⇒外国指定製造者に係る指定等についての規定

◇輸入事業者に対する表示の制限

輸入事業者は、指定製造事業者が付したものを除き、この表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

⑦その他の指定製造事業者に係る規定

法第 98 条（改善命令）、法第 99 条（指定の取消し）、法第 148 条（「都道府県知事による立入検査」）等

4 基準器検査制度

(1) 基準器検査制度の主旨

計量器の検定・検査制度において、当該検定・検査の信頼性を確保、維持するため、これらの検定・検査に用いる検査設備(計量器)について、一定水準の性能（構造、器差）に適合したものを供給する制度です。

(2) 基準器の用途

検定・定期検査・届出製造事業者の検査等、基則第 2 条（基準器を用いる計量器の検査及び基準器検査を受けることができる者）に定められた、用途が限定された計量器です。

(3) 基準器検査の実施（法第 102 条、令第 25 条）

検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査（以下「基準器検査」という。）は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行います。（基準器の種類⇒資料 9 参照）

◇政令（令第 25 条）で規定する基準器検査を行う者

対象器種			基準器検査を行う者
1 号	長さ計、質量計、面積計、体積計	経済産業省令で定めるものに限る。（基則第 5 条）	その計量器が所在する都道府県知事
2 号	電流計、電圧計、電気抵抗計、電力量計		日本電気計器検定所（規定条文のかっこ書きの内容以外。記載割愛）
3 号	照度計		
4 号	前 3 号以外に掲げる計量器以外の計量器		国立研究開発法人産業技術総合研究所

◇基準器検査を受けられる者(法第 102 条、基則第 2 条)

基準器の検査を受けられる者は、検定・検査を行う者に限定されている。基則第 2 条の規定内容に合致しないと基準器検査を受けることはできません。（⇒資料 10 参照）

基則第 2 条で計量器の検査ごとに規定されている基準器検査を受けることができる者

経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村長、日本電気計器検定所、指定検定機関、指定定期検査機関、指定計量証明検査機関、届出製造事業者、届出修理事業者、指定製造事業者(指定外国製造事業者を含む)、特殊容器の指定製造者(指定外国製造者を含む)、計量士

代理人による基準器検査受検

★上記の者は、代理人により基準器検査を受けることができます。

★代理人により基準器検査を受ける場合、様式第 2 の委任状が必要となります。

◇基準器検査を行う計量器の種類（経済産業省令で定めるもの）

基準器検査を行う計量器の種類は、基則第 3 条の各号に掲げる物象の状態の量を計るための計量器と規定されています。る（物象の状態の量は割愛）。

具体的な基準器の種類は、基則第 4 条に規定されています。

(4) 基準器の合格条件（法第 103 条）

基準器検査を行った計量器が法第 103 条に適合するときは、合格となります。

基準器検査の合格条件（法第 103 条）	適合するかどうかの方法
①その構造が経済産業省令(基則)で定める技術上の基準に適合すること。	法第 103 条（基則第 9 条に規定する方法）による
②その器差が経済産業省令(基則)で定める基準器公差を超えないこと。	法第 103 条（基則第 15 条に規定する方法）による

①構造に係る技術上の基準（基則第 9 条）

特定計量器が検定に合格するための「構造に係る技術上の基準」は基則第 10 条から第 14 条までに規定されているほか、基則の第 2 章から第 15 章（基準器の種類ごとの基準）までに規定されています。

②器差の基準（基則第 15 条）

基則の第 2 章から第 15 章までの各章の基準器公差の節に基準器の種類ごとに定められた器差の器差の絶対値を超えないこととする旨が規定されており、この絶対値を基準器公差といいます。

③構造検査の方法（基則第 16 条）

構造検査の方法は次のとおり。

◇法第 103 条の経済産業省令で定める方法（以下「構造検査の方法」という。）は、
①基則第 2 章から第 15 章に定めるところによる。
②目視その他の必要と認められる適切な方法とする。

◇基準器検査において必要があると認めるときは、
①基準器検査を行う計量器を分解して、検査をすることができる。
②当該計量器に使用されている部品若しくは材料と同一の形状若しくは材質を有する部品若しくは材料の提出を求めて検定をすることができる。

④器差検査の方法（基則第 17 条）

器差検査の方法は次のとおり。

◇法第 103 条の経済産業省令で定める方法（以下「器差検査の方法」という。）は、
①第 2 章から第 15 章までに規定する器差検査の方法とする。
②その他必要と認められる適切な方法による。

◇器差の算出は、次のＡとＢの差を測定することとする。
Ａ：基準器検査を行う計量器の表示する物象の状態の量
Ｂ：基準器検査の実施者ごとに決められている特定標準器又は基準器を用いて表示される物象の状態の量

基準器検査の実施者	使用する特定標準器等又は基準器
①産総研	特定標準器等
②都道府県知事	基準器
③日電検	特定標準器等又は基準器

◇都道府県知事が行う基準器検査に用いる基準器

基則第 18 条の表の 1 に規定する基準器を使用します。（⇒資料 9 参照）

(5) 基準器検査後の処置

①基準器検査証印（法第 104 条）

基準器検査に合格した計量器（以下「基準器」という。）には、基則第 19 条で規定する基準器検査証印を、第 20 条により基準器ごとに定められた場所に付されます。

基則第 19 条で定める基準器検査証印

◇基準器検査証印の有効期間（法第 104 条、基則第 21 条）

基準器検査証印の有効期間は、基準器の種類ごとに基則第 21 条で定める期間とする。（⇒資料 9 参照）

◇基準器検査に合格しなかった計量器（法第 104 条、法第 105 条）

基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、基準器検査証印を基則第 22 条の方法（　）で除去され、交付された基準器検査成績書の記載に基則第 27 条の方法（消）で消印を付されます。（消印は一辺の長さが 3 ㎝の正方形）

②基準器検査成績書（法第 105 条）

基準器検査に合格した計量器（基準器）は、基準器検査を申請したものに対し、次の内容を記載した基準器検査成績書が交付されます。

基準器検査成績書に記載される事項
①器差、器差の補正の方法　②計量器ごとに定められた有効期間　③その用途又は使用方法

③基準器を譲渡又は貸し渡す時（法第 105 条）

基準器を譲渡又は貸し渡す時は、基準器検査成績書とともにしなければなりません。

5 計量標準供給制度

⑴ 計量標準供給制度の主旨

長さ、質量など物象の状態の量は単位で表現されるため、その単位は世界共通でなければならず、共通で使うためには元になる量（標準）を定め、制度として保証する必要があることから、法により国家標準まで遡って信頼度を確かめられるシステムが制定されました。

⑵ 計量標準の供給

① 経済産業大臣が、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現時する標準物質を製造する為の器具、機械若しくは装置を指定します。（特定標準器又は特定標準物質の指定。）(法第 134 条)

② 経済産業大臣又は指定校正機関等は指定された特定標準器又は特定標準物質を用い、登録事業者に対して計量標準の供給(校正サービス)を行います。(法第 135 条)

③ 計量器の校正等を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができます。(法第 143 条)

④ 登録を受けたものは、特定計量器による校正等を受けた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業大臣の定める標章を付した証明書を交付することができます。(法第 144 条)

⑶ 登録事業者の要件(法第 143 条)

① 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

② 国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)が定めた校正を行う機関に関する基準(ISO/IEC 17025)に適合するものであること。

⑷ 登録申請

計量器の校正等の事業を行う者は、経済産業省令で定める事業の区分(規則第 90 条)に従い、経済産業大臣に申請します。(法第 143 条、規則第 91 条)

⑸ 証明書に付す標章（ロゴマーク）(Japan Calibration Service System の頭文字をとった下記の標章を付す)

①法第 136 条第 1 項で定める指定校正機関が発行する証明書に付す標章（規則第 82 条） jCSS	②法第 144 条第 1 項で定める登録事業者が発行する証明書に付す標章（規則第 94 条） JCSS

登録事業者が発行する上記の標章の付された証明書は、トレーサビリティの証明の根拠を与えるものです。（標章が付されていない証明書は、計量のトレーサビリティの根拠がありません。）

「校正等」という用語は、法第 143 条により登録された事業者が実施する不確かさが示された特定された測定手順のことをいいます。

JIS Z　8103：2019　計測用語　3.4　トレーサビリティー及び測定標準

校正とは指定の条件下において、第一段階で、測定標準によって提供される不確かさを伴う量と値としれに対応する指示値との不確かさを伴う関係を確立し、第二段階で、この情報を用いて指示値から測定結果を得るための関係を確立する操作。

トレーサビリティーとは、個々の校正の不確かさに寄与する、切れ目のなく連鎖した、文書化された校正を通して、測定結果を参照基準に関係付けることができる測定結果の性質。

ISO 9000 3.5.4 トレーサビリティ

考慮の対象となっているものの履歴、適用または所在を追跡できること。

参考 2　　計量の分野においては、VIM:1993 6.10 に規定する定義が受け入れられている。

ISO 9001 7.6 監視機器及び測定機器の管理　a）

定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正または検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。

VIM:1993 6.10 traceability

不確かさがすべて表記された、切れ目のない比較の連鎖を通じて、通常は国家標準又は国際標準である決められた標準に関連づけられ得る測定結果又は標準の値の性質。

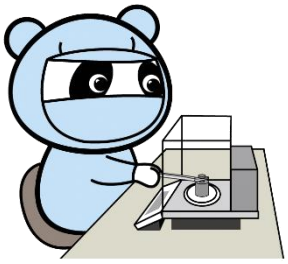

6 特定計量器の販売

⑴事業の届出

① 政令（令第 13 条）で定める特定計量器の販売の事業を行おうとする者（輸出のための販売は除く）は、規則第 16 条で定める事業の区分（非自動はかり、分銅及びおもり）に従い、届出が必要です。（法第 51 条）

② 輸入する計量器が届出の対象となる特定計量器の場合も販売の届出が必要となります。

◇届出の対象となる特定計量器（令 13 条）

①非自動はかり（対象外⇒令第 14 条に掲げるもの（家庭用特定計量器。下記参照））

◇非自動はかりのうち、販売届出の対象とならないもの（令第 14 条：家庭用特定計量器）

①ひょう量が 20ｋｇを超え、200ｋｇ以下の非自動はかりであって専ら体重の計量に使用するもの

②ひょう量が 20ｋｇ以下の非自動はかりであって専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの

③ひょう量が 3ｋｇ以下の非自動はかりであって専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの

②分銅及びおもり

◇届出製造事業者又は届出修理事業者による特定計量器の販売

届出に係る特定計量器であって、その者が製造又は修理をしたものの販売の事業を行おうとするときには、販売事業の届出は必要ありません。（法第 51 条）

◇届出事項及び届出先（法第 51 条）

届出事項	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
	②事業の区分
	③販売をしようとする営業所の名称及び所在地
届出先	都道府県知事

⑵ 変更等の届出（法第 51 条）

法第 41 条(承継)、法第 42 条（変更の届出及び 承継した事実を称する書面)並びに第 45 条（廃止の届出)の規定は法第 51 条の販売の届出をした者に準用します。

この場合において、法第 42 条及び第 45 条中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えます。

⑶ 遵守事項（法第 52 条）

① 経済産業大臣は、省令（規則第 19 条）で、特定計量器の販売の事業を行う者が遵守するべき事項を定めることができる。

② 都道府県知事は、販売事業者が規則第 19 条に定められた遵守事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。

③ 前項において、その勧告を受けたものがこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

④ 都道府県知事は、前記の遵守事項を遵守しないため勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、措置をとるべきことを命ずることができる。

◇規則第 19 条に定められた遵守事項

①届出に係る特定計量器の性能及び使用方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の特定計量器にかかる適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。

②届出に係る特定計量器を購入する者に、適正計量の実施のために必要な事項を説明すること。

7　家庭用特定計量器における規制

(1) 製造及び輸入販売等における基準適合義務

①基準適合義務

◇国内で製造する場合（法第 53 条）

①基準適合義務

ア　基準適合義務

主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（令 15 条で規定するものを除く）であって令 14 条で定めるものの届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が規則第 20 条で定める基準に適合するようにしなければなりません。

イ　製造事業の届出

令 14 条で規定する特定計量器の種類に応じた事業区分の製造事業届出（質量計（第一類又は第二類））が必要となります。

②基準適合義務の対象とならない場合

次の場合には、上記の対象外となります。（法第 53 条）

ア　輸出のためにあらかじめ都道府県知事に届け出たとき

イ　試験的に当該家庭用特定計量器を製造する場合

◇輸入し販売する場合（法第 53 条）

①主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（令 15 条で規定するものを除く）であって令 14 条で定めるものの特定計量器の輸入の事業を行う者は、当該特定計量器を販売するするときは、規則第 20 条で定める基準に適合するものを販売しなければなりません。

②ただし、輸出のため当該家庭用特定計量器を販売する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たときは、この限りではありません。（法第 53 条）

②技術上の基準（家庭用特定計量器の技術基準、規則第 20 条）

法第 53 条の経済産業省令で定める技術基準は、「JIS B 7613（2015）」によります。

製造又は輸入し販売する場合は、この技術基準に適合したものでなければなりません。

◇施行令第 14 条で定める特定計量器（法第 53 条の政令で定めるもの）

①ひょう量が 20ｋｇを超え、200ｋｇ以下の非自動はかりであって専ら体重の計量に使用するもの

②ひょう量が 20ｋｇ以下の非自動はかりであって専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの

③ひょう量が 3ｋｇ以下の非自動はかりであって専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの

◇法第 53 条の政令で定める特定計量器の対象とならないもの（令第 15 条）

法第 57 条（譲渡等の制限）による令第 15 条で定める特定計量器は、法第 53 条で定める特定計量器の対象となりません。

令第 15 条に規定されている特定計量器

①ガラス製体温計　②抵抗体温計　③アネロイド型血圧計

⑵ 家庭用特定計量器の表示（法第 54 条）

法第 53 条に規定する者は、当該家庭用特定計量器を販売するときまでに規則第 22 条に定める表示を付さなければなりません。

◇表示の方法（規則第 22 条） ①表示の方法は、刻印、印刷又ははり付けによるものとする。 ②表示の形状は、右の図のとおりとする。 ③表示の大きさは、直径八ミリメートル以上とする。 ④表示を付す家庭用特定計量器の部分は、家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。	正 家庭用 規則第 22 条で定める家庭用特定計量器の表示

⑶ 家庭用特定計量器の輸出（規則第 21 条）

①国内で製造した家庭用特定計量器の輸出

家庭用特定計量器の届出製造事業者は、輸出のため当該家庭用特定計量器を製造しようとするとは、法第 53 条の規定により様式第 9 による届出書を当該家庭用特定計量器の製造を行う工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。

②輸入の事業を行う者による輸出のための販売

家庭用特定計量器の輸入の事業を行う者は輸出のため当該家庭用特定計量器の販売をしようとするときは、法第 53 条により様式第 10 による届出書を当該家庭用特定計量器の販売を行う営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。

8 特定計量器製造及び修理事業者への立入検査

⑴ 立入検査の概要

東京都知事（東京都計量検定所長）が行う「特定計量器届出製造（修理）事業者の立入検査」（事業区分ごとに周期的に実施）は、計量法第 148 条の立入検査に基づき、届出された事業場等に対して、特定計量器製造（修理）事業が適正に実施されているかを東京都職員が検査するもので、実施に際しては、「検査管理責任者」等に対して、届出の事業に関する記録や実施状況等の説明を求めるものです。

計量法第 148 条（立入検査）
経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

⑵ 立入検査の実施

届出製造事業者及び修理事業者の立入検査は、以下のとおり実施されます。

⑴日程調整 ⇒ ⑵立入検査実施通知の送付 ⇒ ⑶立入検査の実施 ⇒ ⑷指導事項に対する改善・是正

⑴日程の調整	立入検査日の調整、立入検査概略の説明
⑵届出事業者宛の立入検査実施通知書の送付	届出事項及び立入検査での確認事項概要をお知らせ。 必要により検査規則の事前送付を求めることがあります。
⑶立入検査の実施	①届出者への立入検査実施概要の説明 ②届出者の事業概要等の聞取り（主な事業の概要、製造（修理）に携わる従業員数など） ③届出事項の確認 届出者、事業場、検査設備の届出事項の相違の確認 ④特定計量器の検査のための、器具、機械又は装置についての状況確認 法令規定の検査設備の保有・有効期限の管理・台帳の管理、質量標準管理マニュアルの履行状況（対象事業者のみ）など ⑤検査義務の規定による実施状況の確認 検査規則の制定・履行状況、当該特定計量器の全数検査実施記録の確認など ⑥その他該当の事業者に対する事項の確認 計量法第 57 条（譲渡等の制限）の遵守状況、報告書の提出状況など
⑶立入検査実施後の措置	①立入結果の概要説明（立入検査結果の通知） ②改善・是正が必要な場合の指示（後日、通知書により指示する場合あり） ③立入検査結果記録様式への署名
⑷改善・是正結果の報告	改善・是正の指導を受けた事業者は所定の期日までに東京都計量検定所長あてにその報告をする。

◇改善命令等（法第 44 条、第 48 条）

経済産業大臣又は都道府県知事は、届出製造（修理）事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

◇罰則

法第 174 条	第 44 条、48 条の規定による命令に違反した者は、　30 万円以下の罰金に処する。
法第 175 条	第 148 条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。
法第 177 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 170 条又は第 172 条から第 175 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

資　料　編

資料１　　特定計量器の定義及び種類
資料２　　使用の制限の特例に係る特定計量器
資料３　　簡易修理・軽微な修理
資料４　　特定計量器検定検査規則（検則）の特定計量器種類別の引用ＪＩＳ一覧
資料５　　検定の実施主体
資料６　　特定計量器の有効期間、一定期間後に修理が必要な特定計量器（電気計器は省略）
資料７　　製造・修理の事業区分及び検査設備（電気計器は省略）
資料８　　平成５年 11 月１日以前の計量法における事業区分
資料９　　基準器の種類とその有効期間
資料 10　　都道府県知事が行う基準器検査
資料 11　　計量器の検査と基準器検査を受けることができる者
資料 12　　計量法施行規則第 103 条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類
資料 13　　計量単位
資料 14　　国際単位系（ＳＩ）の仕組み

参考　産総研が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程
特定計量器製造・修理事業関係の問い合わせ先

特定計量器の定義及び種類　　資料１

種類	特定計量器の対象となるもの（令第2条）	旧規則第2・48条（別表第1･4）
タクシーメーター	タクシーメーター	タキシーメーター
質量計	質量計のうち、次に掲げるもの イ　非自動はかりのうち、次に掲げるもの ⑴　目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が10 mg以上であって、目盛標識の数が100 以上のもの（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） ⑵　手動天びん及び、等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が10 mg以上のもの ⑶　自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。） ロ　自動はかり ハ　表す質量が10 mg以上の分銅 ニ　定量おもり及び定量増おもり	手動天びん 棒はかり 懸垂手動はかり 皿手動はかり 台手動はかり 振子式指示示はかり 光電式の振子式指示はかり カム式指示はかり 自動送りおもり式指示はかり ばね式指示はかり 電気抵抗線式ばね式指示はかり 光電式ばね式指示はかり 電磁式はかり 直示天びん 手動指示併用はかり 容器付自動はかり コンベヤースケール 一級分銅・二級分銅 定量おもり・定量増おもり その他のはかり 自重計
温度計	温度計のうち、次に掲げるもの イ ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの ⑴　計ることができる温度が零下30度以上360度以下のもの(転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計及びベックマン温度計並びに(2)に掲げるものを除く。) ⑵　ガラス製体温計 ロ　抵抗体温計(電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機能を有するものをいう。以下同じ。)	普通水銀温度計 ガラス製体温計 ベックマン温度計 水銀温度計以外の液体温度計 圧力式温度計 バイメタル式温度計 その他の温度計 抵抗体温計
面積計	皮革面積計	皮革面積計
体積計	体積計のうち、次に掲げるもの イ　積鼻体積計のうち、次に掲げるもの ⑴　水道メーターのうち、口径が350 ㎜以のもの ⑵　温水メーターのうち、口径が40 ㎜以下のもの ⑶　燃料油メーター（揮発油、灯油、軽油又は重油(以下「燃料油」という。）の体積の計量に使用する積算体積計をいう。以下同じ。）のうち、口径が50㎜以下のもの（50 L以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。） ⑷　液化石油ガスメーターのうち、口径が40 ㎜以下であって、液化石油ガスを充填するための機構を有するもの ⑸　ガスメーターのうち、口径が250㎜以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。） ⑹　排ガス積算体積計 ⑺　排水積算体積計 ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの (区分)　検則第356条 ・自動車等給油メーター(給油取扱所に設置) ・小型車載燃料油メーター(口径が25 ㎜以下のもの) ・大型車載燃料油メーター(口径が25 ㎜を超えるもの) ・簡易燃料油メーター（個別計量表示機構（ 50 L以下/1回の計量最大表示値)) ・微流量燃料油メーター(使用最大流量 1L / min以下のもの) ・定置燃料油メーター(上記以外のもの)	接線流羽根車式水道メーター 軸流羽根式水道メーター 円板型水道メーター ﾛｰﾀﾘｰﾋﾟｽﾄﾝ型水道メーター ﾍﾞﾝﾁｭﾘｰ管分流式水道メーター ロータ型水道メーター 複合型水道メーター 副管付水道メーター その他の水道メーター ガソリン量器 ロータ型オイルメーター 円板型オイルメーター ピストン型オイルメーター ﾛｰﾀﾘｰﾋﾟｽﾄﾝ型オイルメーター 液化石油ガスメーター 実測湿式ガスメーター 膜式ガスメーター 回転子型ガスメーター その他のガスメーター 熱式排ガス積算体積計 面積式排ガス積算体積計 動圧式排ガス積算体積計 流速水位式排水積算体積計 面積式排水積算体積計 分割実測式排水積算体積計 その他の積算体積計 量器用尺付タンク

種類	特定計量器の対象となるもの（令第2条）	旧規則第2・48条（別表第1･4）
流速計	流速計のうち、次に掲げるもの イ　排ガス流速計 ロ　排水流速計	熱式排ガス流速計 動圧式排ガス流速計 羽根車式排水流速計 渦式排水流速計 その他の流速計
密度計	密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの イ　耐圧密度浮ひょう以外のもの ロ　耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの	浮ひょう型密度計
圧力計	アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの イ　計ることができる圧力が0.1 MPa以上200.2 MPa以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の150分の1以上のもの(蓄圧式消火器用のもの及びロに掲げるものを除く。) ロ　アネロイド型血圧計	アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計(一般の圧力計) アネロイド型血圧計(一般の血圧計)
流量計	流量計のうち、次に掲げるもの イ　排ガス流量計 ロ　排水流量計	熱式排ガス流量計 その他の排ガス流量計 せき式排水流量計 その他の排水流量計
積算熱量計	積算熱量計のうち、口径が40mm以下のもの	積算熱量計
最大需要電力計	最大需要電力計	最大需要電力計
電力量計	電力量計	電力量計
無効電力量計	無効電力量計	無効電力量計
照度計	照度計	照度計
騒音計	騒音計	性能が高い旨の表記のある騒音計(精密騒音計) 性能が普通である旨の表記の騒音計(普通騒音計)
振動レベル計	振動レベル計	電磁式振動レベル計 圧電式振動レベル計
濃度計	濃度計のうち、次に掲げるもの イ　ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が5体積百分率以上25体積百分率以下のもの　(5vol%≦　≧25vol%) ロ　溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が50体積百万分率以上のもの(50 ppm≦) ハ　磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が5体積百分率以上25体積百分率以下のもの　(5vol%≦　≧25vol%) ニ　紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が50体積百万分率以上のもの（50 ppm≦ ） ホ　紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が25体積百万分率以上のもの（25 ppm≦ ） ヘ　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 ト　非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 チ　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が100体積百万分率未満のもの及び最小の目量が100体積百万分率以上200体積百分率未満のものであって計ることができる最高の濃度が5体積百分率未満のもの（CO計　①目量:100 ppm＞　②目量:100 ppm≦　＜200 ppmであって、最高濃度 5 volt%≧） リ　化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が25体積百万分率以上のもの　(25 ppm≦) ヌ　ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ル　ガラス電極式水素イオン濃度指示計 ヲ　酒精度浮ひょう	電位差式濃度計 導電率式濃度計 ポーラログラフ 電量式濃度計 ガルバニ電池式濃度計 接触燃焼式濃度計 水素炎イオン化式濃度計 磁気式濃度計 分光光度計 炎光光度計 原子吸光光度計 比色式濃度計 （光電光度計を含む。） 紫外線式濃度計 非分散型赤外線式濃度計 化学発光式濃度計 放射線式濃度計 ガスクロマトグラフ 電極式イオン濃度計 酒精度浮ひょう
比重計	浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの イ　比重浮ひょう ロ　重ボーメ度浮ひょう ハ　日本酒度浮ひょう	比重浮ひょう 重ボーメ度浮ひょう 日本酒度浮ひょう その他の浮ひょう型比重計

使用の制限の特例に係る特定計量器（法第 16 条「使用の制限」第１項の対象とならない特定計量器）　資料２

（記載内容原文は法第 16 条第１項、令第２条及び第５条を確認して下さい。）（電気計器は省略）

特定計量器一覧 （令第２条のうち、令第５条に規定されているものは除く）	使用の制限の特例に係る特定計量器 （令第５条）
①タクシーメーター	
②質量計	
イ　次に掲げる非自動はかり	①「m^2」で表した載せ台の面積の値を「ｔ」で表したひょう量の値で除した値が 0.1 以下のもの ②ひょう量が 0.5t 以上であって、載せ台の幅が 400mm 以下のもの（①に掲げるものを除く。） ③自重計（令第２条第２号イ（3）） 次に掲げる以外の自動はかり（令第２条第２号ロ） ①ホッパースケール、②充塡用自動はかり ③コンベヤスケール、④自動捕捉式はかり
(1)　目量が 10mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上（(2)及び自重計以外。）	
(2)　手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が 10mg 以上	
ロ　自動はかり	
ハ　表す質量が 10mg 以上の分銅	
ニ　定量おもり及び定量増おもり	
③温度計	
イ　次に掲げるガラス製温度計	
(1)　計ることができる温度が-30℃以上 360℃以下 （対象外のもの：転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計、ベックマン温度計）	
(2)　ガラス製体温計	
ロ　抵抗体温計	
④皮革面積計	
⑤体積計	
イ　次に掲げる積算体積計	①次に掲げる体積の計量に使用する燃料油メーター ・粘度が 0.1Pa･s を超える。 ・温度が-20℃より低い。 ・温度が 50℃を超える。 ②圧力が 10kPa を超えるガスの体積の計量に使用するガスメーター ③排ガス積算体積計（令第２条第５号イ(6)） ④排水積算体積計（令第２条第５号イ(7)）
(1)　水道メーター(口径が 350mm 以下)	
(2)　温水メーター(口径が 40mm 以下)	
(3)　燃料油メーター(口径が 50mm 以下)。（50L 以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）	
(4)　液化石油ガスメーター(口径が 40mm 以下。液化石油ガスを充てんするための機構を有する。)	
(5)　ガスメーター(口径が 250mm 以下。実測湿式ガスメーターを除く。)	
ロ　量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの	
	次に掲げる流速計（令第２条第６号　イ、ロ） ①排ガス流速計、②排水流速計
⑦密度浮ひょう	
イ　耐圧密度浮ひょう以外のもの	
ロ　液化石油ガスの密度の計量に使用する耐圧密度浮ひょう	
⑧アネロイド型圧力計	
イ　計ることができる圧力が 0.1MPa 以上 200.2MPa 以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の 1/150 以上（蓄圧式消火器用のもの及びロに掲げるものを除く。）	
ロ　アネロイド型血圧計	
	次に掲げる流量計（令第２条第９号　イ、ロ）） ①排ガス流量計、②排水流量計
⑩積算熱量計(口径が 40mm 以下)	
⑭照度計	
⑮騒音計	
⑯振動レベル計	
⑰濃度計	
イ　ジルコニア式酸素濃度計（計ることができる最高の濃度が 5vol%以上 25vol%以下）	
ロ　溶液導電率式二酸化硫黄濃度計(計ることができる最高の濃度が 50ppm 以上)	
ハ　磁気式酸素濃度計(計ることができる最高の濃度が 5vol%以上 25vol%以下)	
ニ　紫外線式二酸化硫黄濃度計(計ることができる最高の濃度が 50ppm 以上)	
ホ　紫外線式窒素酸化物濃度計(計ることができる最高の濃度が 25ppm 以上)	
ヘ　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	
ト　非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	
チ　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計(最小の目量が 100ppm 未満のもの及び最小の目量が 100ppm 以上 200ppm 率未満のものであって計ることができる最高の濃度が 5 vol%未満)	
リ　化学発光式窒素酸化物濃度計(計ることができる最高の濃度が 25ppm 以上)	
ヌ　ガラス電極式水素イオン濃度検出器	
ル　ガラス電極式水素イオン濃度指示計	
ヲ　酒精度浮ひょう	
⑱浮ひょう型比重計	
イ　比重浮ひょう	
ロ　重ボーメ度浮ひょう	
ハ　日本酒度浮ひょう	

簡易修理（規則第 11 条）・軽微な修理（規則第 10 条）　資料 3

◇特定計量器の種類別の簡易修理（規則第 11 条）

種類	簡易修理の内容
①タクシーメーター	イ　たわみ軸又はコネクターの補修又は取替 ロ　料金計算機能に係る電気回路部品(性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え（タリフ定数の設定部の封印の除去を伴うものに限る。ハにおいて同じ。） ハ　料金計算機能に係るプログラム若しくは設定値の書き込み ニ　記憶素子その他の記憶媒体への運賃計算に係る設定値の書き込み及び当該記憶素子その他の記憶媒体の取替え ホ　タリフ定数を印字するための印字装置の補修又は取替え
②質量計	イ　非自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　棒はかりに係る次に掲げる修理 (i)懸垂皿、皿ひも、皿環、つりかぎ、つり環、取緒、取緒環又は不定量おもりのおもり糸若しくはおもり環の補修又は取替え (ii)さおの曲がりの矯正 (iii)目盛標識の復元 (2)　皿はかり又は台はかりに係る次に掲げる修理 (i)増おもりかけ、調子玉、重心玉、水平器、にらみ、にらみ窓、限界停止機構、送りおもりのつめ若しくはノック、零点未満に送りおもりを移動させないための金具、調節ねじ、刃ぶた、関接部のピン、指針、つり環、ラック押さえ、スチールバンド、増おもりの上げ下げ機構又は衝撃防止機構の補修又は取替え (ii)ボールベアリング、増おもり台、休み機構、減衰機構、被計量物計量用容器又は振子の受けゴム若しくはストッパーの取手の補修 (iii)指針軸のバランスの調整 (iv)ラックとラックピニオンの関係位置の調整による零点の調整 (3)　皿はかりに係る皿、皿受け、懸垂皿のひも、つりかぎ、度表又は度表の指針の補修又は取替え (4)　台はかりに係る次に掲げる修理 (i)台板、かさ板、たすき、送りおもりの自動送り機構、振れ止め機構の部品又はなすかんの受軸の補修又は取替え (ii)立筒の補修 (iii)刃と刃受けとの関係位置に影響を及ぼさない範囲内における額縁の補修 (5)　光電式はかりの光源用電球の取替え (6)　電気式はかりに係る次に掲げる修理 (i)印字機構の部品、外部記憶機構、外部入力機構又は表示機構（累加表示機構及び遠隔表示機構を含む。）の電源部の補修又は取替え (ii)料金計算機能に係る電気回路部品（当該電気式はかりの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え (7)　手動天びんに係る次に掲げる修理 (i)度表、覆い箱若しくはその部品、調子玉、水平器、皿その他の荷重受け部品、ライダー掛け又は休み機構の補修又は取替え (ii)両ひじ長さの調整 ロ　自動はかりに係る次に掲げる修理 (1)　ホッパースケールに係る日本産業規格 B7603（2019）附属書に掲げる簡易修理 (2)　充塡用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ7604-1（2019）附属書に掲げる簡易修理 (3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ7606-1（2019）附属書に掲げる簡易修理 (4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ7607（2018）附属書に掲げる簡易修理 ハ　定量おもりに係るおもり糸又はおもり環の補修又は取替え
③ガラス製温度計	外管の頭部を封じている部品の補修・取替え(ガラス製体温計を除く。)
④皮革面積計	イ　分解清掃 ロ　ピンの送り出しカム、縦シャフト、星型歯車又はウォーム歯車の補修・取替え
⑤積算体積計	イ　印字機構の取外し（積算体積計共通） ロ　水道メーター又は温水メーター：(1)分解清掃 (2)表示機構の透明覆版の取替え (3)パルス発信機構の補修・取替え(外箱を取り外さないでできるものに限る。)

	ハ　燃料油メーター又は液化石油ガスメーター	⑴空気分離器（液化石油ガスメーターにあってはガス分離器）の補修又は取替え ⑵数字車、数字円板、零戻し機構の補修又は取替え ⑶バルブ、ノズル、ホースの補修又は取替え ⑷分解清掃 ⑸パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。） ⑹電源回路又はポンプその他の部分の制御回路のみを有するプリント回路の取替え ⑺料金計算機能に係る電気回路部品（当該燃料油メーター又は液化石油ガスメーターの性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）の取替え ⑻補助装置の補修又は取替え（日本産業規格 B8572-1(2008)の 8･6･2 又は B8574（2013）の 8･6 のデジタル信号の適用を受けることができるものに限る。）
	ニ　ガスメーター（外箱を取り外さないでできるものに限る）	⑴出入口金具又は出入口管の補修又は取替え ⑵表示機構の透明覆板の補修又は取替え ⑶外部のハンダ付け又は外箱のへこみの復元 ⑷回転子式ガスメーター又はタービン式ガスメーターに係るベアリング若しくはパイロットギヤーの取替え又は清掃 ⑸パルス発信機構の補修又は取替え
⑥量器用尺付タンク	搭載される自動車の取替	
⑦アネロイド型圧力計	イ　渦巻ばね、拡大機構又は電気接点の調整 ロ　目盛板、弾性受圧部、流体に直接接触する部分及び温度補正機構以外の補修・取替え ハ　電気式アネロイド型血圧計に係る表示機構、弾性受圧部、流体に直接接触する部分、温度補整機構及び電気回路部品（当該電気式アネロイド型血圧計の性能及び器差に著しく影響を与えるものに限る。）以外の補修又は取替え	
⑧積算熱量計	イ　流量計量部の分解清掃　ロ　ストレーナーの取替え　ハ　表示機構の透明覆板の取替え ニ　パルス発信機構の補修又は取替え（外箱を取り外さないでできるものに限る。）	
⑨照度計	電源スイッチ、測定レンジ切替えスイッチその他のスイッチの取替え	
⑩騒音計	イ　電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え ロ　パッキンの取替え又は清掃	
⑪振動レベル計	電源スイッチ、レンジ切換器のスイッチその他スイッチの取替	
⑫濃度計（酒精度浮ひょうを除く）	イ　光束断続器、光学フィルター、干渉セル、試料セル、分析部の電極、コンバーター又はオゾン発生器の取替え ロ　温度調節器又は湿度調節器の補修又は取替え ハ　電気回路部品の取替え（性能及び器差に著しく影響を与えることのないものに限る。）	
⑬特定計量器共通	デジタル表示機構に係るプリント回路であって、論理回路のみで構成されているものの取替え	

◇特定計量器の種類別の軽微な修理（規則第 10 条）

<table>
<tr><th>種類</th><th colspan="2">軽微な修理の内容</th></tr>
<tr><td>タクシーメーター（タリフ定数の設定部の封印の除去を伴わないものに限る。）</td><td colspan="2">イ　料金計算機能に係る電気回路部品の取替え
ロ　料金計算機能に係るプログラム若しくは設定値の書き込み</td></tr>
<tr><td rowspan="2">質量計</td><td>イ　非自動はかり</td><td>(1)　水平調整ねじ、目盛覆い、調節脚又は下げ振り式水平器の下げ振りの補修又は取替え
(2)　台はかりに係る台環又は支え鉄の補修又は取替え</td></tr>
<tr><td>ロ　自動はかり</td><td>(1)　ホッパースケールに係る日本産業規格Ｂ7603（2019）附属書に掲げる軽微な修理
(2)　充塡用自動はかりに係る日本産業規格Ｂ7604-1（2019）附属書に掲げる軽微な修理
(3)　コンベヤスケールに係る日本産業規格Ｂ7606-1（2019）附属書に掲げる軽微な修理
(4)　自動捕捉式はかりに係る日本産業規格Ｂ7607（2018）附属書に掲げる軽微な修理</td></tr>
<tr><td>②皮革面積計</td><td colspan="2">踏み板、テーブル、留めつめ又はリボンの補修又は取替え</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③積算体積計</td><td>イ　水道メーター又は温水メーター</td><td>ストレーナー又はパッキンの取替え又は清掃</td></tr>
<tr><td>ロ　燃料油メーター</td><td>ストレーナーの取替え又は清掃</td></tr>
<tr><td>ハ　液化石油ガスメーター</td><td>(1)ノズル先端部のパッキンの取替え
(2)ストレーナーの取替え又は清掃</td></tr>
<tr><td>ニ　ガスメーター</td><td>(1)潤滑油の取替え又は補充
(2)差圧測定用配管、差圧計又はコックの取替え
(3)羽根車又は回転子の清掃
(4)ストレーナーの取替え又は清掃
(5)油面窓の汚れの補修又は取替え</td></tr>
<tr><td>④アネロイド型圧力計</td><td colspan="2">透明目盛覆板の取替え</td></tr>
<tr><td>⑤積算熱量計</td><td colspan="2">ストレーナーの取替え又は清掃</td></tr>
<tr><td>⑥照度計</td><td colspan="2">イ　受光部を除く外箱の補修　　ロ　受光部のコードを除くコードの取替え</td></tr>
<tr><td>⑦騒音計</td><td colspan="2">マイクロホンコードを除くコードの補修又は取替え</td></tr>
<tr><td>⑧振動レベル計</td><td colspan="2">ピックアップコードを除くコードの補修又は取替え</td></tr>
<tr><td>⑨濃度計（酒精度浮ひょうを除く。）</td><td colspan="2">イ　配管又は流量制御関係部品の補修又は取替え
ロ　光源用ランプ、フィルターエレメント、ポンプのダイヤフラム又は自動校正用の標準物質若しくは反応液の取替え
ハ　プリント回路の取替え（法第七十六条第一項 、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）のときに経済産業大臣が示す範囲に限る。）</td></tr>
<tr><td>⑩特定計量器共通</td><td colspan="2">(1)電池、ヒューズ、電源コードその他の電源部の補修又は取替え
(2)外箱を開けないで行うねじ、ゴム足、外箱その他の部品の補修又は取替え</td></tr>
</table>

特定計量器検定検査規則（検則）の特定計量器種類別の引用ＪＩＳ一覧　資料４

（記載内容原文は施行令及び検則を確認して下さい。）（電気計器は省略）

特定計量器種類（限定列記は省略）（令第２条）		検則箇条		引用ＪＩＳ規格(注１)
		章	箇条	
－	各特定計量器共通（総則）	１章	１条～74 条の３	－
１号	タクシーメーター	２章	75 条～117 条	D5609(2019)
２号	質量計	３章	118 条～214 条	
	非自動はかり			B7611-2(2015)
	自動はかり			
	ホッパースケール			Ｂ7603（2019）附属書
	充塡用自動はかり			Ｂ7604-1（2019）附属書 Ｂ7604-2（2019）附属書
	コンベヤスケール			Ｂ7606-1（2019）附属書 Ｂ7606-2（2019）附属書
	自動捕捉式はかり			Ｂ7607（2018）附属書
	分銅			B7611-3(2015)
	定量おもり及び定量増おもり			B7611-3(2015)
３号	温度計	４章	215 条～284 条の２	
	ガラス製温度計			B7414(2018)付属書
	ガラス製体温計			T4206(2018)附属書
	抵抗体温計			T1140(2014)附属書
４号	皮革面積計	５章	285 条～302 条	B7614(2010)
５号	体積計			
	水道メーター	６章	303 条～339 条	B8570-2(2013)
	温水メーター	７章	340 条～355 条	B8570-2(2013)
	燃料油メーター	８章	356 条～396 条	
	自動車等給油メーター			B8572-1(2008)
	小型車載燃料油メーター			B8572-2(2011)
	大型車載燃料油メーター			B8572-4(2014)
	簡易燃料油メーター			B8572-4(2014)
	微流量燃料油メーター			B8572-3(2011)
	定置燃料油メーター			B8572-4(2014)
	液化石油ガスメーター	９章	397 条～434 条	B8574(2013)
	ガスメーター	10 章	435 条～476 条	B8571(2015)附属書
	量器用尺付タンク	11 章	477 条～493 条	B8573(2011)
７号	密度浮ひょう	12 章	494 条～524 条	
	浮ひょう型密度計			B7525-1(2018)附属書
	液化石油ガス用浮ひょう型密度計			B7525-2(2018)附属書
８号	アネロイド型圧力計			
	アネロイド型圧力計	13 章	525 条～549 条の２	（鉄道車両用圧力計）E4118(2015) （上記以外）B7505-2(2015)
	アネロイド型血圧計	14 章	550 条～577 条	（電気式）T1115(2018)附属書 （電気式以外）T4203(2012)附属書
10 号	積算熱量計	17 章	619 条～652 条	B7550(2017)
14 号	照度計	19 章	784 条～813 条	C1609-2(2008)
15 号	騒音計	20 章	814 条～849 条	C1516(2014)
16 号	振動レベル計	21 章	850 条～881 条	C1517(2014)
17 号	濃度計			
	酒精度浮ひょう以外各種濃度計			
	ジルコニア式酸素濃度計等	22 章	883 条～911 条	B7959(2015)
	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	23 章	912 条～939 条	B7960-1(2015)
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	24 章	940 条～967 条	B7960-2(2015)
	酒精度浮ひょう	25 章	968 条～999 条	B7548(2009) 比較検査は検則による(991 条～)
18 号	浮ひょう型比重計	26 章	1000 条～1027 条	B7525-3(2018)附属書
	比重浮ひょう			
	重ボーメ度浮ひょう			
	日本酒度浮ひょう			

注１）経過措置により、従前の法令による技術基準が適用される場合があります。

検定の実施主体　令別表第４（第 17 条、第 22 条、第 24 条関係）　資料５

（記載内容原文は令別表第４を確認して下さい。）（電気計器は省略）

特　定　計　量　器 （電気計器は省略）	型式の承認に係る表示							
	型式承認表示あり				型式承認表示なし			
	検定の実施主体（●、◎※、○※、△※印）							
	知事	産総研	日電検	機関	知事	産総研	日電検	機関
１号　タクシーメーター	●					●		
２号　質量計								
イ　検出部が電気式の非自動はかり及び、バネ式指示はかり	●			△		●		△
ロ　イ以外の非自動はかり	●			△	●			△
ハ　自動はかり		●		△		●		△
ニ　分銅及びおもり	●				●			
３号　温度計								
イ　計ることができる温度が-30℃以上 360℃以下で最高温度が 200℃を超えるガラス製温度計		●		△		●		△
ロ　イ以外のガラス製温度計(ガラス製体温計はこれに含まれる)	●			△	●			△
ハ　抵抗体温計	●			△		●		△
４号　皮革面積計	●				●			
５号　体積計								
イ　積算体積計								
①　水道メーター(口径が 350mm 以下)	●			△		●		△
②　温水メーター(口径が 40mm 以下)	●			△		●		△
③　燃料油メーター(口径が 50mm 以下)。（50L 以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）	●			○		●		△
④　液化石油ガスメーター(口径が 40mm 以下。液化石油ガスを充てんするための機構を有する。)	●			△		●		△
⑤　ガスメーター(口径が 250mm 以下。実測湿式ガスメーターを除く。)	●			△		●		△
ロ　量器用尺付タンク	●				●			
６号　密度浮ひょう	●				●			
７号　アネロイド型圧力計								
イ　計ることができる圧力が 0.1MPa 以上 200.2MPa 以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の 1/150 以上（蓄圧式消火器用のもの及びロ、ハに掲げるものを除く。）	●					●		
ロ　検出部が電気式のアネロイド型血圧計	●			△		●		△
ハ　ロ以外のアネロイド型血圧計	●			△	●			△
８号　積算熱量計(口径が 40mm 以下)	●		●	△			●	△
12 号　照度計			●	△			●	△
13 号　騒音計		●		◎		●		◎
14 号　振動レベル計		●		◎		●		◎
15 号　濃度計								
イ　酒精度浮ひょう	●				●			
ロ　イに掲げるもの以外の濃度計								
①　ジルコニア式酸素濃度計（計ることができる最高の濃度が 5vol%以上 25vol%以下）		●		◎		●		◎
②　溶液導電率式二酸化硫黄濃度計(計ることができる最高の濃度が 50ppm 以上)		●		◎		●		◎
③　磁気式酸素濃度計(計ることができる最高の濃度が 5vol%以上 25vol%以下)		●		◎		●		◎
④　紫外線式二酸化硫黄濃度計(計ることができる最高の濃度が 50ppm 以上)		●		◎		●		◎
⑤　紫外線式窒素酸化物濃度計(計ることができる最高の濃度が 25ppm 以上)		●		◎		●		◎
⑥　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計		●		◎		●		◎
⑦　非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計		●		◎		●		◎
⑧　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計(最小の目量が 100ppm 未満のもの及び最小の目量が 100ppm 以上 200ppm 率未満のものであって計ることができる最高の濃度が５vol％未満)		●		◎		●		◎
⑨　化学発光式窒素酸化物濃度計(計ることができる最高の濃度が 25ppm 以上)		●		◎		●		◎
⑩　ガラス電極式水素イオン濃度検出器		●		◎		●		◎
⑪　ガラス電極式水素イオン濃度指示計		●		◎		●		◎
16 号　浮ひょう型比重計								
①　比重浮ひょう	●				●			
②　重ボーメ度浮ひょう	●				●			
③　日本酒度浮ひょう	●				●			

１　上記に記載されている特定計量器の種類でも検定の対象とならないものもあります。
２　検定の実施主体
　知事：その特定計量器の所在地を管轄する都道府県知事（東京都の場合は東京都計量検定所）
　産総研：国立研究開発法人産業技術総合研究所　　日電検：日本電気計器検定所

※機関（◎印）：指定検定機関（機関等省令第９条第２項を除く）
　機関（○印）：器差検定を中心とした指定検定機関（機関等省令第９条第２項）
　機関（△印）：指定検定機関が検定を実施できる特定計量器として規定されているが、検定を実施する機関は指定されていない。

特定計量器の有効期間、一定期間後に修理が必要な特定計量器（電気計器は省略）資料６

１　施行令別表第３

（令第 18 条：検定証印等の有効期間のある特定計量器。令第 12 条：一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器）

対象となる特定計量器の種類				令第 12 条（要修理）	令第 18 条（有効期間）
1	質量計				
	イ	自動はかり（ロに掲げるものを除く。）			2 年
	ロ	法第 127 条第 1 項の指定を受けた者が当該適正計量管理事業所において使用する自動はかり			6 年
2	積算体積計				
	イ	水道メーター		該当	8 年
	ロ	温水メーター		該当	8 年
	ハ	燃料油メーター（第 40 条第 3 号に掲げるものを除く。）			
		(1)	自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの	該当	7 年
		(2)	(1)に掲げるもの以外のもの		5 年
	ニ	液化石油ガスメーター			4 年
	ホ	ガスメーター			
		(1)	計ることができるガスの総発熱量が 90MJ/m^3 未満であって、使用最大流量が 16m^3/h 以下のもの（前金装置を有するものを除く。）	該当	10 年
		(2)	計ることができるガスの総発熱量が 90MJ/m^3 以上であって、使用最大流量が 6m^3/h 以下のもの（前金装置を有するものを除く。）	該当	10 年
		(3)	(1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	該当	7 年
3	積算熱量計			該当	8 年
7	照度計				2 年
8	騒音計				5 年
9	振動レベル計				6 年
10	濃度計				
	イ	ガラス電極式水素イオン濃度検出器			2 年
	ロ	ガラス電極式水素イオン濃度指示計			6 年
	ハ	イ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひょう以外のもの			8 年

※関連規定

①有効期間が定められた特定計量器：令第 18 条、法第 72 条第 2 項

②一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器：令第 12 条、法第 50 条

③有効期間のある特定計量器に係る修理

一定期間の経過後修理が必要となる特定計量器の修理の基準：規則第 14 条

修理を実施した製造・修理事業者は、規則第 15 条の規定(r・Cﾏｰｸ)に従い修理した年を表示できる。

２　装置検査証印の有効期間（施行令第 21 条、法第 75 条）

対象となる特定計量器の種類	有効期間
タクシーメーター	1 年

※計量関係法令例規集などで規定内容の原文を確認してください。

製造・修理の事業区分及び検査設備　（規則第５条第13条関係別表第１、修理事業は「製造」を「修理」に読み替える。）（電力量計関係は省略）　資料７

（記載内容原文は規則別表第１、基則第21条・第５条を確認して下さい。）

事業区分と検査設備（施行規則　別表第１（第５条、第13条関係））				基準器の種類と有効期間(基則21条)			
	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置	基準器の種類			有効期間
1	タクシーメーターを製造する事業	タクシーメーター	1 タクシーメーター装置検査用基準器 2 時間計	1	ロ	タクシーメーター装置検査用基準器	４年
2	非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造する事業	質量計第一類	次のいずれかの設備 1 基準はかり及び基準分銅 2 基準分銅	2	ハ	基準はかり	３年
					イ	基準分銅(鋳鉄製・軟鋼製)	１年
3	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業	質量計第二類			ハ	基準分銅(特級)	３年
					ロ	基準分銅(上記以外)	５年
4	分銅又はおもりを製造する事業	分銅等					
5	自重計を製造する事業	自重計	次のいずれかの設備 1 荷重試験装置（測定できる最小荷重の値が最大荷重の1/50以下のものに限る。） 2 質量計であって、検定証印等が付されたもの 3 基準はかり及び基準分銅				
6	ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）を製造する事業	ガラス製温度計	1 基準ガラス製温度計 2 温度検査槽	3		温度基準器	５年
7	ガラス製体温計を製造する事業	ガラス製体温計	1 基準ガラス製温度計 2 温度検査槽				
8	抵抗体温計を製造する事業	抵抗体温計					
9	皮革面積計を製造する事業	皮革面積計	基準面積板	4		面積基準器	３年
10	水道メーターのうち、定格最大流量が8m³／h以下のものを製造する事業	水道メーター第一類	次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅 2 基準水道メーター 3 液体メーター用基準タンク 4 液体メーター用基準体積管	2		質量基準器(質量計区分参照)	
				5	ロ	基準水道メーター	２年
11	水道メーターのうち、定格最大流量が8m³／hを超えるものを製造する事業	水道メーター第二類			ニ	液体メーター用基準タンク(水道メーター用)	８年
					ホ	液体メーター用基準体積管	３年
12	温水メーターを製造する事業	温水メーター					
13	自動車等給油メーターを製造する事業	自動車等給油メーター	次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅及び基準密度浮ひょう又は基準比重浮ひょう 2 基準燃料油メーター 3 液体メーター用基準タンク 4 液体メーター用基準体積管	2		質量基準器(質量計区分参照)	
14	小型車載燃料油メーターを製造する事業	小型車載燃料油メーター		6	イ	基準密度浮ひょう	８年
15	大型車載燃料油メーターを製造する事業	大型車載燃料油メーター		12		基準比重浮ひょう	８年
16	微流量燃料油メーターを製造する事業	微流量燃料油メーター		5	ロ	基準燃料油メーター	２年
17	燃料油メーターを製造する事業のうち、前４号に掲げるもの以外のものを製造する事業	定置燃料油メーター等			ハ	液体メーター用基準タンク(燃料油メーター用)	５年
					ホ	液体メーター用基準体積管	３年
18	液化石油ガスメーターを製造する事業	液化石油ガスメーター	次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅及び液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計 2 液体メーター用基準体積管 3 液体メーター用基準タンク	2	ハ	基準はかり	３年
				5	ロ	液化ｗ石油ガス用基準浮ひょう型密度計	３年
					ホ	液体メーター用基準体積管	５年
					ハ	液体メーター用基準タンク	５年
19	ガスメーターのうち、使用最大流量が2.5m³／h以下のものを製造する事業	ガスメーター第一類	次のいずれかの設備 1 基準ガスメーター 2 ガスメーター用基準体積管	5	ロ	基準ガスメーター	２年
20	ガスメーターのうち、使用最大流量が2.5m³／hを超えるものを製造する事業	ガスメーター第二類			ハ	ガスメーター用基準体積管	５年
21	排ガス積算体積計、排ガス流速計及び排ガス流量計を製造する事業	排ガス積算体積計等					

22	排水積算体積計、排水流速計及び排水流量計を製造する事業	排水積算体積計等	次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 液体メーター用基準タンク 3 液体メーター用基準体積管	 2 5 	 ハ ハ ホ	 基準はかり 液体メーター用基準タンク 液体メーター用基準体積管	 3年 5年 3年
23	量器用尺付タンクを製造する事業	量器用尺付タンク	次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 基準水道メーター 3 液体タンク用基準タンク	 2 5 	 ハ ロ ハ	 基準はかり 基準水道メーター 基準タンク	 3年 2年 5年
24	密度浮ひょう（耐圧密度浮ひょうを除く。）、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を製造する事業	密度浮ひょう等	1 基準ガラス製温度計 2 次に掲げるイ又はロの設備 イ　基準密度浮ひょう ロ　基準比重浮ひょう 3 基準酒精度浮ひょう	3 6 12 	 イ 	温度基準器 基準密度浮ひょう 基準比重浮ひょう 濃度基準器	5年 8年 8年 8年
25	耐圧浮ひょう型密度計を製造する事業	耐圧浮ひょう型密度計	1 基準分銅 2 基準ガラス製温度計 3 耐圧試験機 4 耐圧容器	2 3 	 	質量基準器(質量計区分参照) 温度基準器 	 5年
26	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を製造する事業	圧力計第一類	次のいずれかの設備 1 基準液柱型圧力計 2 基準重錘型圧力計	 7 	 	 圧力基準器 圧力基準器	 4年 4年
27	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの以外のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を製造する事業	圧力計第二類					
28	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のものを製造する事業	血圧計第一類	次のいずれかの設備 1 基準液柱型圧力計 2 基準重錘型圧力計 3 血圧計用基準圧力計	 7 	 	 圧力基準器 圧力基準器 圧力基準器	 4年 4年 1年
29	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	血圧計第二類					
32	積算熱量計を製造する事業	積算熱量計	1 基準ガラス製温度計 2 次のいずれかの設備 イ　基準はかり又は基準分銅 ロ　基準水道メーター ハ　液体メーター用基準タンク ニ　液体メーター用基準体積管 3 恒温槽	3 2 5 	 ハ ロ ニ ホ 	温度基準器 基準はかり 基準水道メーター 液体メーター用基準タンク(積算熱量計用) 液体メーター用基準体積管 	5年 3年 2年 8年 3年
33	照度計を製造する事業	照度計	1 単平面型基準電球 2 分光測定装置 3 直流電圧計	9 	 	照度基準器 	5年
34	騒音計を製造する事業	騒音計	1 基準静電型マイクロホン 2 次に掲げるイ又はロの設備 イ　無響装置 ロ　カプラ 3 周波数特性測定装置	10 	 	騒音基準器 	2年

35	振動レベル計を製造する事業	振動レベル計	1 基準サーボ式ピックアップ 2 加振装置 3 周波数特性測定装置	11		振動基準器	4 年
39	濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。）を製造する事業	濃度計第一類	1 電圧調整器 2 交流電圧計 3 次に掲げるイ、ロ又はハの設備 イ　検定検査規則第 20 条に規定する標準物質又は特定 2 次標準物質等による標準物質の値付けを行った標準物質 ロ　校正用装置 ハ　直流電圧発生器、直流電圧計及び温度計				
40	ガラス電極式水素イオン濃度検出器を製造する事業	濃度計第二類	1 直流電圧計 2 温度計 3 検定検査規則第 20 条に規定する標準物質又は特定 2 次標準物質による標準物質の値付けを行った標準物質				
41	ガラス電極式水素イオン濃度指示計を製造する事業	濃度計第三類	1 電圧調整器 2 交流電圧計 3 直流電圧発生器				
42	自動はかりのうち、ホッパースケールを製造する事業	ホッパースケール	基準分銅	2		質量基準器(質量計区分参照)	
43	自動はかりのうち、充塡用自動はかりを製造する事業	充塡用自動はかり					
44	自動はかりのうち、コンベヤスケールを製造する事業	コンベヤスケール					
45	自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを製造する事業	自動捕捉式はかり					
46	自動はかりを製造する事業のうち、前 4 号に掲げるもの以外のものを製造する事業	その他の自動はかり					

※規則第５条第３項に記載された基準器に代えることのできる同等以上の精度を持った計量器

この規定において使用する計量器は、登録事業者が校正したものであっても、その精度が基準器と同等以上であることが条件として定められているため証明書の内容及び構造要件で精度を確認する必要がある。また、基準分銅については、「検則が引用する日本産業規格 JIS B7611-2（非自動はかり－性能要件及び試験方法－第２部：取引又は証明用）”の“附属書 JC（規程）実用基準分銅の管理方法”に基づいた実用基準分銅（「（参考）公的質量標準供給体制の改革（平成 7 年 12 月 15 日）」による）の使用が認められている。

平成 27 年 6 月 30 日をもって、平成 12 年通商産業省告示第 940 号（特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について）が廃止され、上記 JIS 規格に実用基準分銅が規定された。

規則第５条（第１項省略）

２　法第 40 条第１項第４号に規定する検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものは、別表第１の第２欄の事業の区分に応じ、同表の第４欄に掲げるとおりとする。

３　前項の場合において、別表第１の第４欄中の基準器については、登録事業者が特定標準器による校正等をされた計量器又はこれに連鎖して段階的に計量器の校正をされたものを用いて定期的に校正を行った計量器であって、当該基準器と同じ又はより高い精度のものを持ってこれに代えることができる。

４　前第２項の場合における基準器は、改造又は修理（第 10 条に規定する軽微な修理を含む。）をしたものであって、その後において基準器検査に合格していないものであってはならない。

平成５年11月１日以前の計量法における事業区分　資料８

(H5年11月１日施行法とそれ以前の法新旧対照表)

番号	製造・修理事業の区分（現行法）	旧（製造）	旧（修理）
1	タクシーメーター	タキシーメーター	タキシーメーター
2	質量計第一類（検出部電気式）	質量計第３、４、５類	質量計第１、２、３類
3	質量計第二類	質量計第１、２、３、４、５類	質量計第１、２、３類
4	分銅等（分銅又はおもり）	質量計第１、８類	質量計第１類
5	自重計	質量計第６類	質量計第４類
6	ガラス製温度計	温度計第３、４類	
7	ガラス製体温計	温度計第１類	
8	抵抗体温計	温度計第１、２類	
9	皮革面積計	皮革面積計	
10	水道メーター第一類(標準流量５㎥/h以下)	水道メーター第１類	同左
11	水道メーター第二類	水道メーター第１、２類	同左
12	温水メーター		
13	自動車等給油メーター	ガソリン量器	同左
14	小型車載燃料油メーター	ガソリン量器	同左
15	大型車載燃料油メーター	オイルメーター第１、２類	同左
16	微流量燃料油メーター	オイルメーター第１類	同左
17	定置燃料油メーター	ガソリン量器、オイルメーター第１、２類	同左
18	液化石油ガスメーター	液化石油ガスメーター第１、２類	同左
19	ガスメーター第一類(使用最大流量2.5㎥/h以下)	ガスメーター第１、２類	同左
20	ガスメーター第二類	ガスメーター第２、３、４類	同左
21	排ガス積算体積計等	排ガス積算体積計等第１、２、３類	同左
22	排水積算体積計等	排水積算体積計等第１、２、３、４、５、６類	同左
23	量器用尺付タンク	目盛付きタンク第１類	
24	密度浮ひょう等	密度計等	
25	耐圧浮ひょう型密度計	密度計等	
26	圧力計第一類（検出部電気式）	圧力計第１、２、３、４、５類	同左
27	圧力計第二類	圧力計第１、２、３、４、５類	同左
28	血圧計第一類（検出部電気式）	圧力計第６類	同左
29	血圧計第二類	圧力計第６類	同左
32	積算熱量計	熱量計第３、４、５類	同左
33	照度計	照度計	同左
34	騒音計	騒音計第１、２類	同左
35	振動レベル計	振動計	同左
36	最大需要電力量計	電気計器第２類	同左
37	特別精密電力量計	電気計器第１類	同左
38	直流電力量計	電気計器第３類	同左
39	濃度計第一類（酒精度浮ひょう、濃度計第二類、第三類を除く）	濃度計	同左
40	濃度計第二類（ガラス電極式水素イオン濃度検出器）	電気計器第３類	同左
41	濃度計第三類（ガラス電極式水素イオン濃度指示計）	濃度計	同左
42	ホッパースケール		
43	充填用自動はかり		
44	コンベヤスケール		
45	自動捕捉式はかり		
46	その他の自動はかり		

新法で削除された区分：
<①直尺等　第１類、第２類><②巻尺　第１類、第２類><③温度計　第５類、第６類><④ます　第１類、第２類、第３類><⑤化学体積計　第１類、第２類、第３類、第４類><⑥速さ計　第１類、第２類><⑦目盛付タンク　第２類><⑧照射線量計　第１類、第２類、第３類、第４類、第５類、第６類><⑨繊度計>

旧法における、製造･修理の登録事業者について(法附則第11条、第12条、第13条)
新法(新法)は、平成５年11月１日より施行された。(令附則第一条)
新法施行の際に旧法の「製造の事業」、「修理の事業」、「販売の事業」の登録を受けているものは、新法の事業の「区分について届出をしたものとみなす。」と定めている。

基準器の種類とその有効期間（基則第４条、基則第21条、（電気基準器は割愛））　資料９

	基準器の種類（基則第４条）	有効期間（基則第21条）	
		基準器の種類	有効期間
長さ基準器	イ　基準巻尺	イ　基準巻尺	５年
	ロ　タクシーメーター装置検査用基準器	ロ　タクシーメーター装置検査用基準器	４年
質量基準器	イ　次に掲げる基準はかり (1)基準手動天びん (2)基準直示天びん (3)基準台手動はかり	※基則第４条と同じ種類の名称ではないので注意 イ　鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅 ロ　イに掲げる以外の基準分銅（特級基準分銅を除く） ハ　イ又はロに掲げる以外のもの	 １年 ５年 ３年
	ロ　次に掲げる基準分銅 (1)特級基準分銅 (2)一級基準分銅 (3)二級基準分銅 (4)三級基準分銅		
温度基準器	イ　基準ガラス製温度計	温度基準器	５年
面積基準器	イ　基準面積板	面積基準器	３年
体積基準器	イ　基準フラスコ	※基則第４条と同じ種類の名称ではないので注意	
	ロ　基準ビュレット	イ　基準フラスコ及び基準ビュレット	10年
	ハ　次に掲げる基準積算体積計 (1)基準ガスメーター (2)基準水道メーター (3)基準燃料油メーター	ロ　基準ガスメーター、基準水道メーター、基準燃料油メーター ハ　基準タンク（二に掲げるものを除く）及びガスメーター用基準体積管	２年 ５年
	ニ　次に掲げる基準タンク (1)液体メーター用基準タンク (2)液体タンク用基準タンク	ニ　ステンレス製の液体メーター用基準タンクであって、水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検定に用いるもの	８年
	ホ　次に掲げる基準体積管 (1)ガスメーター用基準体積管 (ｱ)基準ベルプルーバー (ｲ)基準ピストンプルーバー (2)液体メーター用基準体積管 (ｱ)基準パイププルーバー (ｲ)基準ピストンプルーバー	ホ　イから二までに掲げる以外のもの以外のもの	３年
密度基準器	イ　基準密度浮ひょう	イ　基準密度浮ひょう	８年
	ロ　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	ロ　液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	３年
圧力基準器	イ　基準液柱型圧力計・基準重錘型圧力計	圧力基準器	４年
	ロ　血圧計用基準圧力計		１年
照度基準器	イ　単平面基準電球	照度基準器	５年
騒音基準器	イ　基準静電型マイクロホン	騒音基準器	２年
振動基準器	イ　基準サーボ式ピックアップ	振動基準器	４年
濃度基準器	イ　基準酒精度浮ひょう	濃度基準器及び比重基準器	８年
比重基準器	イ　基準比重浮ひょう		
	ロ　基準重ボーメ度浮ひょう		

都道府県知事が行う基準器検査（基則第５条、第18条表の1）　資料１０

都道府県が行う基準器検査の種類 （令第25条第1号及び基則第5条）		基準器検査に用いる基準器等 （基則第18条、表の1）
タクシーメーター装置検査用基準器		基準巻尺
基準はかり	(1)基準手動天びん・基準直示天びん ひょう量が2t以下で目量・感量がひょう量の1/4000以上のもの	一級基準分銅、二級基準分銅又は三級基準分銅
	(2)基準台手動はかり ひょう量が5t以下で目量・感量がひょう量の1/20000以上のもの	
基準分銅	一級基準分銅	特級基準分銅及び基準はかり(※1)又は経済産業大臣が別に定める非自動はかり(※2)
	二級基準分銅	特級基準分銅又は一級基準分銅及び基準はかり(※1)又は経済産業大臣が別に定める非自動はかり(※2)
	三級基準分銅	特級基準分銅、一級基準分銅、二級基準分銅及び基準はかり(※1)又は経済産業大臣が別に定める非自動はかり(※2)
面積基準器（令第25条第1号に規定）		基準巻尺
基準ガスメーター	湿式基準ガスメーター 計量できるガス体積が計量室の1回転につき20ﾘｯﾄﾙ以下のもの	ガスメーター用基準体積管
液体メーター用基準タンク	(1)全量が1000ﾘｯﾄﾙ未満の液体メーター用基準タンク 最小測定量の1/200の量による液面の位置の変化が2㎜未満で、水道メーター、温水メーター、積算熱量計の検査に用いるもの	基準フラスコ又は液体タンク用基準タンクのいずれか及び基準ビュレット
	(2)全量が25ﾘｯﾄﾙ以下の液体メーター用基準タンク 燃料油メーターの検査用に用いるもの	

※1　基準はかり⇒左欄に掲げた都道府県が行う基準器検査の範囲以外のものは産総研が実施する。
※2　基則に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかり等について第1条（JIS B 7611-2、附属書JCによる。）

計量器の検査と基準器検査を受けることができる者　（基則第２条）　資料１１

法第102条で定める基準器を用いる計量器の検査 （基準器の限定された用途）	法第102条で定める 基準器検査を受けることができる者（※１）
定期検査	都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関
法第43条（※2）の規定による届出製造事業者の検査	届出製造事業者
法第47条（※2）の規定による届出製造・修理事業者の検査	届出製造事業者、届出修理事業者
法第60条第2項第2号（法第69条第1項で準用する場合を含む）の規定による特殊容器の検査	特殊容器の指定製造者（指定外国製造者含む）
検定	都道府県知事、産総研、日電検、指定検定機関
変成器付電気計器検査	産総研、日電検、指定検定機関
装置検査	都道府県知事
法第95条（法第101条第3項で準用する場合を含む）の規定（指定製造事業者の基準適合義務等）による指定製造事業者の検査	指定製造事業者（指定外国製造事業者及び指定の申請をしようとする外国製造事業者を含む）
都道府県知事又は日電検が行う基準器検査	(独)産業技術総合研究所、都道府県知事、日電検
計量証明検査	都道府県知事、指定計量証明検査機関
法第151条第1項（検定証印等の除去）、法第152条第1項（合番号の除去）、法第153条第1項（装置検査証印の除去）、法第154条第1項・第2項（立入検査によらない証印等の除去）の規定による特定計量器の検査	都道府県知事、産総研、日電検、特定市町村の長
法第19条第2項、法第25条第1項、法第116条第2項、法第120条第1項、法第128条第1号の規定による計量士が行う検査	計量士

※１　基則第2条の規定により、代理人により基準器検査を受けることができる。
※２　法第43条、法第47条：検査義務

計量法施行規則第 103 条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類（電気計器は省略）資料１２

特定計量器の種類	特定計量器の分類	（参考）規則別表第１の事業区分
タクシーメーター	タクシーメーター	タクシーメーター
質量計	電気式はかり（自動はかりを除く）	質量計第一類
	手動天びん	質量計第二類
	等比皿手動天びん	
	棒はかり	
	その他の手動はかり（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む）	
	ばね式指示はかり	
	手動指示併用はかり	
	その他の指示はかり	
	ホッパースケール	ホッパースケール
	充塡用自動はかり	充塡用自動はかり
	コンベヤスケール	コンベヤスケール
	自動捕捉式はかり	自動捕捉式はかり
	その他の自動はかり	その他の自動はかり
	分銅	分銅等
	定量おもり	
	定量増おもり	
	自重計	自重計
温度計	ガラス製体温計	ガラス製体温計
	その他のガラス製温度計	ガラス製温度計
	抵抗体温計	抵抗体温計
皮革面積計	皮革面積計	皮革面積計
体積計	水道メーター(口径が 40mm 以下のもの)	水道メーター第一類(定格最大流量 8m^3/h 以下) 水道メーター第二類(定格最大流量 8m^3/h 超)
	水道メーター(口径が 40mm を超えるもの)	
	温水メーター	温水メーター
	自動車等給油メーター	自動車等給油メーター
	小型車載燃料油メーター	小型車載燃料油メーター
	大型車載燃料油メーター	大型車載燃料油メーター
	簡易燃料油メーター	定置燃料油メーター等
	微流量燃料油メーター	微流量燃料油メーター
	定置燃料油メーター	定置燃料油メーター等
	液化石油ガスメーター	液化石油ガスメーター
	都市ガス用ガスメーター(使用最大流量が 6m^3/h 以下のもの)	ガスメーター第一類(定格最大流量 2.5m^3/h 以下) ガスメーター第二類(定格最大流量 2.5m^3/h 超)
	都市ガス用ガスメーター(使用最大流量が 6m^3/h を超えるもの)	
	石油ガス用ガスメーター(使用最大流量が 2.5m^3/h 以下のもの)	
	石油ガス用ガスメーター(使用最大流量が 2.5m^3/h を超えるもの)	
	排ガス積算体積計	排ガス積算体積計等
	排水積算体積計	排水積算体積計等
	量器用尺付タンク（自動車搭載式）	量器用尺付タンク
流速計	排ガス流速計	排ガス積算体積計等
	排水流速計	排水積算体積計等
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外の浮ひょう	密度浮ひょう等
	耐圧密度浮ひょう	耐圧浮ひょう型密度計
アネロイド型圧力計	アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計	圧力計第一類(検出部が電気式) 圧力計第二類(検出部が電気式以外)
	アネロイド型血圧計	血圧計第一類(検出部が電気式) 血圧計第二類(検出部が電気式以外)
流量計	排ガス流量計	排ガス積算体積計等
	排水流量計	排水積算体積計等
積算熱量計	積算熱量計	積算熱量計
照度計	照度計	照度計
騒音計	性能が高い旨の表記のある騒音計	騒音計
	性能が普通である旨の表記のある騒音計	
振動レベル計	電磁式振動レベル計	振動レベル計
	圧電式振動レベル計	
濃度計	ジルコニア式酸素濃度計	濃度計第一類
	溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	
	磁気式酸素濃度計	
	紫外線式二酸化硫黄濃度計	
	紫外線式窒素酸化物濃度計	
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	
	非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	
	化学発光式窒素酸化物濃度計	
	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	濃度計第二類
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	濃度計第三類
	酒精度浮ひょう	密度浮ひょう等
浮ひょう型比重計	比重浮ひょう	密度浮ひょう等
	重ボーメ度浮ひょう	
	日本酒度浮ひょう	

計量単位　　資料１３

１．計量単位規則　別表第２(法第２条で定められた物象の状態の量に対する計量単位の記号(72 量))

物象の状態の量	計量単位	記号	物象の状態の量	計量単位	記号
長さ	ﾒｰﾄﾙ	m	磁束	ｳｪｰﾊﾞ	Wb
質量	ｷﾛｸﾞﾗﾑ　ｸﾞﾗﾑ　ﾄﾝ	kg　g　t	インダクタンス	ﾍﾝﾘｰ	H
時間	秒　分　時	s　min　h	電気抵抗	ｵｰﾑ	Ω
電流	ｱﾝﾍﾟｱ	A	電気のｺﾝﾀﾞｸﾀﾝｽ	ｼﾞｰﾒﾝｽ	S
温度	ｹﾙﾋﾞﾝ,ｾﾙｼｳﾑ度・度	K　℃	インピーダンス	ｵｰﾑ	Ω
物質量	ﾓﾙ	mol	電力	ﾜｯﾄ	W
光度	ｶﾝﾃﾞﾗ	cd	電力量	ｼﾞｭｰﾙ　ﾜｯﾄ秒　ﾜｯﾄ時	J　Ws　Wh
角度	ﾗｼﾞｱﾝ　度　秒　分	rad　°　″　′	電磁波の電力密度	ﾜｯﾄ毎平方ﾒｰﾄﾙ	W/m²
立体角	ｽﾃﾗｼﾞｱﾝ	sr	放射強度	ﾜｯﾄ毎ｽﾃﾗｼﾞｱﾝ	W/sr
面積	平方ﾒｰﾄﾙ	m²	光束	ﾙｰﾒﾝ	lm
体積	立方ﾒｰﾄﾙ　ﾘｯﾄﾙ	m³　l 又は L	輝度	ｶﾝﾃﾞﾗ毎平方ﾒｰﾄﾙ	cd/m²
角速度	ﾗｼﾞｱﾝ毎秒	rad/s	照度	ﾙｸｽ	lx
角加速度	ﾗｼﾞｱﾝ毎秒毎秒	rad/s²	音響パワー	ﾜｯﾄ	W
速さ	ﾒｰﾄﾙ毎秒　ﾒｰﾄﾙ毎時	m/s　m/h	濃度	ﾓﾙ毎立方ﾒｰﾄﾙ(ﾘｯﾄﾙ)	mol/m³ (l 又は L)
加速度	ﾒｰﾄﾙ毎秒毎秒	m/s²		ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎立方ﾒｰﾄﾙ	kg/m³
周波数	ﾍﾙﾂ	Hz		ｸﾞﾗﾑ毎立方ﾒｰﾄﾙ(ﾘｯﾄﾙ)	g/m³ (l 又は L)
回転速度	毎秒　毎分　毎時	s⁻¹　min⁻¹　h⁻¹	中性子放出率	毎秒　毎分	s⁻¹　min⁻¹
波数	毎ﾒｰﾄﾙ	m⁻¹	放射能	ﾍﾞｸﾚﾙ　ｷｭｰﾘ	Bq　Ci
密度	ｷﾛｸﾞﾗﾑ(ｸﾞﾗﾑ)毎立方ﾒｰﾄﾙ	kg(g)/m³	吸収線量	ｸﾞﾚｲ　ﾗﾄﾞ	Gy　rad
	ｸﾞﾗﾑ毎ﾘｯﾄﾙ	g/l 又は g/L	吸収線量率	ｸﾞﾚｲ毎秒(分) (時)	Gy/ s　(min)(h)
力	ﾆｭｰﾄﾝ	N		ﾗﾄﾞ毎秒(分) (時)	rad/ s　(min)(h)
力のモーメント	ﾆｭｰﾄﾝﾒｰﾄﾙ	N・m	カーマ	ｸﾞﾚｲ	Gy
圧力	ﾊﾟｽｶﾙ ﾆｭｰﾄﾝ毎平方ﾒｰﾄﾙ ﾊﾞｰﾙ	Pa　N/m²　bar	カーマ率	ｸﾞﾚｲ毎秒(分) (時)	Gy/ s　(min)(h)
応力	ﾊﾟｽｶﾙ ﾆｭｰﾄﾝ毎平方ﾒｰﾄﾙ	Pa　N/m²	照射線量	ｸﾛｰﾝ毎ｷﾛｸﾞﾗﾑ ﾚﾝﾄｹﾞﾝ	C/kg　R
粘度	ﾊﾟｽｶﾙ秒 ﾆｭｰﾄﾝ秒毎平方ﾒｰﾄﾙ	Pa･s　N･s/m²	照射線量率	ｸﾛｰﾝ毎ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎秒 (分) (時)	C/(kg･s(min. h))
動粘度	平方ﾒｰﾄﾙ毎秒	m²/s		ﾚﾝﾄｹﾞﾝ毎秒(分) (時)	R/s(min. h)
仕事	ｼﾞｭｰﾙ ﾜｯﾄ秒 ﾜｯﾄ時	J　W･s　W･h	線量当量	ｼｰﾍﾞﾙﾄ　ﾚﾑ	Sv　rem
工率	ﾜｯﾄ	W	線量当量率	ｼｰﾍﾞﾙﾄ毎秒(分) (時)	Sv/s (min)(h)
質量流量	ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎秒 (分) (時)	kg/s (min)(h)		ﾚﾑ毎秒(分) (時)	rem/s (min)(h)
	ｸﾞﾗﾑ毎秒 (分) (時)	g/ s　(min)(h)	無効電力	ﾊﾞｰﾙ	var
	ﾄﾝ毎秒 (分) (時)	t/ s　(min)(h)	皮相電力	ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ	VA
流量	立方ﾒｰﾄﾙ毎秒 (分) (時)	m³/s (min)(h)	無効電力量	ﾊﾞｰﾙ秒 (時)	vars　(varh)
	ﾘｯﾄﾙ毎秒 (分) (時)	l(L)/s (min)(h)	皮相電力量	ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ秒(時)	VAs　(VAh)
熱量	ｼﾞｭｰﾙ ﾜｯﾄ秒 ﾜｯﾄ時	J　W･s　W･h	電磁波の減衰量	ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	dB
熱伝導率	ﾜｯﾄ毎ﾒｰﾄﾙ毎ｹﾙﾋﾞﾝ(度)	W/(m・K(℃))	音圧レベル	ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	dB
比熱容量	ｼﾞｭｰﾙ毎ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎 ｹﾙﾋﾞﾝ(度)	J/(kg・K(℃))	振動加速度レベル	ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	dB
エントロピー	ｼﾞｭｰﾙ毎ｹﾙﾋﾞﾝ	J/K	回転速度	回毎分(時)	r/min(h)又は rpm(h)
電気量	ｸｰﾛﾝ	C	圧力	気圧	Atm
電界の強さ	ﾎﾞﾙﾄ毎ﾒｰﾄﾙ	V/m	粘度	ﾎﾟｱｽﾞ	P
電圧	ﾎﾞﾙﾄ	V	動粘度	ｽﾄｰｸｽ	St
起電力	ﾎﾞﾙﾄ	V	濃度	質量百分率　質量千分率 質量百万分率	%　‰　ppm
静電容量	ﾌｧﾗﾄﾞ	F		質量十億分率 質量一兆分率 質量千兆万分率	ppb　ppt　ppq
磁界の強さ	ｱﾝﾍﾟｱ毎ﾒｰﾄﾙ	A/m		体積百分率　体積千分率 体積百万分率	vol% vol‰ volppm
起磁力	ｱﾝﾍﾟｱ	A		体積十億分率 体積一兆分率 体積千兆万分率	volppb volppt volppq
磁束密度	ﾃｽﾗ ｳｪｰﾊﾞ毎平方ﾒｰﾄﾙ	T　Wb/m²		ピーエッチ	pH

２．計量単位令第１条で定められた物象の状態の量の計量単位（抜粋）

物象の状態の量	計量単位	記号	物象の状態の量	計量単位	記号
1 繊度	ｷﾛｸﾞﾗﾑ毎ﾒｰﾄﾙ ﾃﾞﾆｰﾙ ﾃｸｽ	kg/m　D　tek	11 湿度	湿度百分率　ｾﾙｼｳｽ度(度)	%　℃
2 比重	重ﾎﾞｰﾒ度	Bh	12 粒子ﾌﾙｴﾝｽ	毎平方ﾒｰﾄﾙ	m⁻²
3 引張強さ	ﾊﾟｽｶﾙ　ﾆｭｰﾄﾝ毎平方ﾒｰﾄﾙ	Pa　N/m²	13 粒子ﾌﾙｴﾝｽ率	毎平方ﾒｰﾄﾙ毎秒(分)	m⁻²・s(min)⁻¹

4 圧縮強さ	ﾊﾟｽｶﾙ　ﾆｭｰﾄﾝ毎平方ﾒｰﾄﾙ	Pa　N/㎡	14 ｴﾈﾙｷﾞｰﾌﾙｴﾝｽ	ｼﾞｭｰﾙ(ﾜｯﾄ)毎平方ﾒｰﾄﾙ	J(W･s)/㎡
5 硬さ	単位が定められていない		15 ｴﾈﾙｷﾞｰﾌﾙｴﾝｽ率	ｼﾞｭｰﾙ毎平方ﾒｰﾄﾙ毎秒 ﾜｯﾄ毎平方ﾒｰﾄﾙ	J/(m^2･s) W/m^2
6 衝撃値	単位が定められていない				
7 粒度	ﾒｰﾄﾙ	m	16 放射能面密度	ﾍﾞｸﾚﾙ毎平方ﾒｰﾄﾙ ｷｭｰﾘｰ毎平方ﾒｰﾄﾙ	Bq/ m^2 Ci/ m^2
8 耐火度	単位が定められていない				
9 力率	計量単位を付さない		17 放射能濃度	ﾍﾞｸﾚﾙ毎立方ﾒｰﾄﾙ ﾍﾞｸﾚﾙ毎ｷﾛｸﾞﾗﾑ ﾍﾞｸﾚﾙ毎ｸﾞﾗﾑ ﾍﾞｸﾚﾙ毎ﾘｯﾄﾙ ｷｭｰﾘｰ毎立方ﾒｰﾄﾙ ｷｭｰﾘｰ毎ｷﾛｸﾞﾗﾑ ｷｭｰﾘｰ毎ｸﾞﾗﾑ ｷｭｰﾘｰ毎ﾘｯﾄﾙ	Bq/ m^3 Bq/ kg Bq/ g Bq/ l 又はBq/ L Ci/ ㎥ Ci/kg Ci/g Ci/l 又は Ci/L
10 屈折度	毎ﾒｰﾄﾙ　ﾃﾞｨｵﾌﾟﾄﾘｰ	m^{-1} Dptr 又は D			
11 湿度	湿度百分率 セルシウス度又は度	% ℃			
12 粒子ﾌﾙｴﾝｽ	毎平方ﾒｰﾄﾙ	m^{-2}			
13 粒子ﾌﾙｴﾝｽ率	毎平方ﾒｰﾄﾙ毎秒 毎平方ﾒｰﾄﾙ毎分	m^{-2}・s^{-1} m^{-2}・min^{-1}			
14 ｴﾈﾙｷﾞｰﾌﾙｴﾝｽ	ｼﾞｭｰﾙ毎平方ﾒｰﾄﾙ ﾜｯﾄ秒毎平方ﾒｰﾄﾙ	J/m^2 W・s/ m^2			

3．法第５条第２項の計量単位令で定める特殊な計量に用いる計量単位とその定義

	特殊の計量	計量単位	定義	記号
1	海面又は空中における長さの計量	海里	ﾒｰﾄﾙの 1852 倍	M 又は nm
2	電磁波の波長、膜圧又は物体の表面の粗さ若しくは結晶格子に係る長さの計量）	オングストローム	ﾒｰﾄﾙの百億分の一	Å
3	宝石の質量の計量	カラット	ｷﾛｸﾞﾗﾑの 0.0002 倍	ct
4	真珠の質量の計量	もんめ	ｷﾛｸﾞﾗﾑの 0.00375 倍	mom
5	金貨の質量の計量	トロイオンス	ｷﾛｸﾞﾗﾑの 0.0311035 倍	oz
6	航海又は航空に係る角度の計量	点	度の 11.25 倍	pt
7	土地の面積の計量	アール ヘクタール	平方ﾒｰﾄﾙの 100 倍 アールの 100 倍	a ha
8	船舶の体積の計量	トン	立方ﾒｰﾄﾙの 353 分の千	T
9	航海又は航空に係る速さの計量	ノット	一時間に 1852m の速さ	kt
10	重力加速度又は地震に係る振動加速度の計量	ガル ミリガル	ﾒｰﾄﾙ毎秒毎秒の百分の一 ガルの千分の一	Gal mGal
11	生体内の圧力の計量	水銀柱メートル 水銀柱センチメートル 水銀柱ミリメートル 水中メートル 水柱センチメートル 水柱ミリメートル トル ミリトル マイクロトル	ﾊﾟｽｶﾙ又はﾆｭｰﾄﾝ毎平方ﾒｰﾄﾙの 0.76 分の 101325 水銀柱メートルの百分の 1 水銀柱メートルの千分の 1 ﾊﾟｽｶﾙ又はﾆｭｰﾄﾝ毎平方ﾒｰﾄﾙの 9806.65 倍 水柱メートルの百分の 1 水柱メートルの千分の 1 ﾊﾟｽｶﾙ又はﾆｭｰﾄﾝ毎平方ﾒｰﾄﾙの 760 分の 101325 トルの千分の一 トルの百万分の一	 mHg cmHg mmHg mH_2O cmH_2O mmH_2O Torr mTorr μTorr
12	血圧の計量	水銀柱ミリメートル	ﾊﾟｽｶﾙ又はﾆｭｰﾄﾝ毎平方ﾒｰﾄﾙの 760 分の 101325	㎜ Hg
13	人若しくは動物が摂取するものの熱量又は、人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量	カロリー キロカロリー メガカロリー ギカカロリー	ｼﾞｭｰﾙ又はﾜｯﾄ秒の 4.184 倍 カロリーの千倍 カロリーの百万倍 カロリーの十億倍	cal kcal Mcal Gcal

国際単位系（SI）の仕組み　　資料１４

SI

SI 単位

基本単位〔７単位〕

基本量	量記号	名称	SI 基本単位による単位記号
長さ	l (L)	メートル	m
質量	m	キログラム	kg
時間	t	秒	s
電流	I	アンペア	A
熱力学温度	T、θ	ケルビン	K
物質量	$n(\nu)$	モル	mol
光度	I, I_v	カンデラ	cd

固有の名称と記号で表される一貫性のある SI 組立単位〔22 単位〕

組立量	名称	単位記号	SI 基本単位による表し方
平面角	ラジアン	rad	m/m
立体角	ステラジアン	sr	m^2/m^2
周波数	ヘルツ	Hz	s^{-1}
力	ニュートン	N	$m\ kg\ s^{-2}$
圧力、応力	パスカル	Pa	$m^{-1}\ kg\ s^{-2}$
エネルギー、仕事、熱量	ジュール	J	$m^2 kg\ s^{-2}$
仕事率、工率、放射束	ワット	W	$m^2 kg\ s^{-3}$
電荷、電気量	クーロン	C	sA
電位差（電圧）、起電力	ボルト	V	$m^2\ kg\ s^{-3}\ A^{-1}$
静電容量	ファラド	F	$m^{-2}\ kg^{-1} s^4\ A^2$
電気抵抗	オーム	Ω	$m^2\ kg\ s^{-3}\ A^{-2}$
コンダクタンス	ジーメンス	S	$m^{-2}\ kg^{-1} s^3\ A^2$
磁束	ウェーバ	Wb	$m^2\ kg\ s^{-2}\ A^{-1}$
磁束密度	テスラ	T	$kg\ s^{-2} A^{-1}$
インダクタンス	ヘンリー	H	$m^2\ kg\ s^{-2} A^{-2}$
セルシウス温度	セルシウス度	℃	K
光束	ルーメン	lm	cd
照度	ルクス	lx	$m^{-2}\ cd$
放射性核種の放射能	ベクレル	Bq	s^{-1}
吸収熱量、カーマ、非エネルギー分与	グレイ	Gy	$m^2 s^{-2}$
線量当量、周辺線量当量、個人線量当量	シーベルト	Sv	$m^2 s^{-2}$
酵素活性	カタール	Kat	$s^{-1}\ mol$

その他の SI 単位（７個の基本単位と 22 個の固有の名称の組立単位の乗除で表される）
例：速さ⇒メートル毎秒　m/s

10 進の倍量・分量単位（10 の整数乗倍単位）をつくる接頭語（計られた数値の大きさを 0.1～1000 程度におさめるため）

接頭語	ヨタ	ゼタ	エクサ	ペタ	テラ	ギガ	メガ	キロ	ヘクト	デカ
乗数	10^{24}	10^{21}	10^{18}	10^{15}	10^{12}	10^{9}	10^{6}	10^{3}	10^{2}	10^{1}
記号	Y	Z	E	P	T	G	M	k	h	da
接頭語	デシ	センチ	ミリ	マイクロ	ナノ	ピコ	フェムト	アト	ゼプト	ヨクト
乗数	10^{-1}	10^{-2}	10^{-3}	10^{-6}	10^{-9}	10^{-12}	10^{-15}	10^{-18}	10^{-21}	10^{-22}
記号	d	c	m	μ	n	p	f	a	z	y

参考　**産総研が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程**
(最終改正　令和２年７月８日)＜型式承認の変更事項＞

参考として、一部の特定計量器の内容を抜粋します。最新の内容は、産総研に確認して下さい。

①　別紙2-1　(非自動はかり・検出部が電気式)

項　目	届出の要否：同一型式		同一型式の範囲外（新規型式）	
	軽微変更届不要	軽微変更届を要する	承認型式 （一部の試験を要する）	新規型式 （全ての試験を要する）
基本的な考え方	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じない型式の変更	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じた場合であって、JIS B 7611-2 :2015 に規定された試験を全く実施する必要がない型式の変更（上記の内容であっても、承認型式の項目1、2又は新規型式の項目3のいずれかに該当する場合には、その型式承認の種類が適用される）	既に承認された型式から計量性能の部分に変更又は追加が生じた場合であって、JIS B 7611-2 :2015 に規定された試験のうち、一部を実施する必要がある型式	JIS B 7611-2 :2015 に規定されたすべての試験を実施する必要がある型式
1 精度等級		下位の精度等級の追加 (試験を要する場合は承認型式となる)	上位の精度等級の追加	
2 ひょう量及び目量 1)ひょう量の範囲	同一の機種において、承認されたひょう量の範囲内の、ひょう量の追加	承認された範囲内での機種の追加	承認されたひょう量範囲を超える、ひょう量の追加（ただし、JIS B7611-2 :2015の5.10.4.3 3）の要件を満たすことを条件に、同一型式の軽微変更届出を要する区分となる場合がある）	
2)目量の数	同一の機種において、承認された目量の数の減少	承認された範囲内での機種の追加	目量の数の増加	
3)目量	同一の機種において、承認された最小の目量より大きな目量の追加	承認された範囲内での機種の追加	承認された最小の目量より小さな目量の追加	
4)実目量	同一の機種において、承認された最小の実目量より大きな実目量の追加	承認された範囲内での機種の追加	1)承認された最小の実目量より小さな実目量の追加 2)実目量の新たな追加	
3 荷重変換方式				変換方式の変更又は追加
4 検出部の計量性能 1)材料及び寸法		承認された種類・範囲内で変更又は追加	承認された種類・範囲を超える変更又は追加	
2)荷重支持点		承認された範囲内での変更	承認された範囲を超える変更・追加	
3)載せ台	承認された範囲内での寸法又は形状の変更	承認された範囲を超える寸法又は形状の変更（偏置荷重などの試験を全く実施する必要がない場合に限る）	承認された範囲を超える寸法又は形状の変更	
4)検出器の仕様		承認された範囲内での仕様の変更	承認された範囲を超える仕様の変更（特にひずみゲージ付きアナログロードセルにあっては、最小入力感度(μV/e)をより小さく変更する場合）	
5 電子回路	同等若しくは同等以上の特性を有する部品の交換（特性がハンドブック又は規格表等で容易に確認が取れることを条件とする）	計量性能に影響のない回路の変更	計量性能を維持するための回路又は制御アルゴリズムの変更	
6 周辺装置等	承認されたインターフェースの仕様を変更しない接続可能な周辺装置の変更又は追加（計量値を表示及び印字しない又はインターフェースを通じて周辺装置から特定計量器に信号を送らないものに限る）	インターフェースの変更又は追加（計量値を表示及び印字しない又はインターフェースを通じて周辺装置から特定計量器に信号を送らないものに限る）	インターフェースの変更又は追加	
7 外観	計量性能に影響を及ぼさない部分のデザインの変更（形状、寸法、材質、レイアウト及び色彩等）	計量性能に影響を及ぼさない部分の承認された範囲からは、およそ同一の外観と推定できないような大きなデザインの変更（形状、寸法、材質及びレイアウト等）	承認された範囲からは、およそ同一の外観と推定できないような大きなデザインの変更（形状、寸法、材質及びレイアウト等）	

8 電源	同一の電源であって、承認された範囲内での電圧の変更	承認された範囲内での同一の電源の追加（ただし、検出部とともに計量性能を確認する必要がないものに限る）	電源方式の変更	
9 温度範囲		承認された範囲内での温度範囲の変更	承認された温度範囲の上限又は下限の温度の拡大	
10 多目量はかり又は複目量はかり		承認された範囲内での多目量はかり又は複目量はかりの仕様の追加	承認された範囲を超える多目量はかり又は複目量はかりの仕様の追加（新たな多目量はかり又は複目量はかり仕様の追加も含む）	
11 はかりの機能	同一の機種において、承認された範囲内での機能の変更	機能の追加又は能力の変更（試験を実施する必要がない場合に限る）	機能の追加又は能力の変更（特に風袋引き装置、零点設定装置の場合は試験が必要となる）	
12 ソフトウェア（電気式はかりにおける試験レベルHに限る）	計量性能に影響しないソフトウェアの変更又は追加（ソフトウェアの識別番号に影響しない場合に限る）	計量性能に影響するソフトウェアの変更又は追加（ソフトウェアの識別番号は変更されるが、上記の軽微変更届出を要する1～11 のように試験を実施する必要がない場合に限る）	計量性能に影響するソフトウェアの変更又は追加（ソフトウェアの識別番号が変更され、上記の承認型式1～11 のような試験を実施する場合）	計量アルゴリズムの変更
備考 計量性能とは、特定計量器検定検査規則第 127 条で引用される JIS B 7611-2 :2015 の要件を満たすものとする。				

② 別紙 16-2　電気式アネロイド型血圧計

項　目	届出の要否：同一型式		同一型式の範囲外（新規型式）	
	軽微変更届不要	軽微変更届を要する	承認型式 （一部の試験を要する）	新規型式 （全ての試験を要する）
1 計量範囲・目量		計量範囲の下限の値の変更および計量範囲の上限の値を低減させる変更	1)計量単位の変更・追加 2)目量の変更	計量範囲の上限の値を超える計量範囲の変更
2 外観・形状変更・操作キーの名称変更	1)カラーリングの変更 2)操作キーの名称変更（機能の変更を伴わない）	1)筐体の部分的な形状・寸法の変更 2)操作キーの変更（形状・寸法・配置） 3)操作キーの名称変更（機能の変更・追加を伴う） 4)カフの変更・追加	筐体の材質の変更（注１）	外観の変更
3 圧力検出センサ及びその検出回路		1)呼称のみの変更 2)配置の変更	圧力検出回路の変更（圧力変化を電気変化量に変換する回路構成、プリント基板のパターン）	圧力検出センサの変更（受圧部・感圧部の寸法・形状・材質・端子数）
4 空気回路		1)ポンプユニットの変更 2)配気弁の変更 3)接続方法（コネクタ等）の変更配置の変更		
5 血圧計量のための演算部	血圧値以外のパラメータの演算部の変更	血圧値の計量のための演算部の呼称のみの変更		血圧値の計量のための演算部の変更
6 その他の電気回路およびプリント基板	承認図書に変更が無い変更	1)ノイズ対策または安定化のために行う部品の追加、微少なプリント基板のパターンの変更でかつ計量性能に影響がでないことを証明するデータが提出できる変更(提出できない場合は軽微変更承認申請) 2)記憶媒体の変更・追加のための回路変更・追加 3)外部出力（内蔵プリンタへの出力を含む）の変更・追加のための回路変更・追加	プリント基板のパターン（結線、配置を含む）または部品（表示部品を含む）の変更	
7 外部出力	血圧値以外のパラメータの入出力端子の変更	血圧値の出力端子の変更・追加		相互に通信できるアナログ入出力機能をもつ分離できる表示器の変更・追加
8 その他	1)承認図面に記載のないメーカー呼称の変更 2)血圧値以外のパラメータのための部品で承認図書に記載のないものの変更	1)受検モードの変更 2)血圧値以外のパラメータのための部品で承認図書に記載のないものの追加	血圧値以外のパラメータの追加	
備考 （注１）　性能に影響を及ぼすと想定される場合とし、個々の変更毎に判断する。				

特定計量器製造・修理事業関係の問い合わせ先（令和２年５月31日現在）

問い合わせ先の名称、内容	電話番号
東京都計量検定所	
①製造・修理事業届出に関すること（電気計器を除く） （東京都内に所在する事業場等に限る）	指導担当　03-5617-6635
②特定計量器の検定等に関すること （東京都内に所在する特定計量器に限る）	
質量計、圧力計、血圧計	質量圧力計担当 03-5617-6632
体積計、温度計、体温計、浮ひょう、皮革面積計	検定担当 03-5617-6631
タクシーメーター	ﾀｸｼｰﾒｰﾀｰ担当 03-5479-5416
③基準器検査に関すること （東京都に届出のある製造・修理事業者に限る）	
質量基準器	質量圧力計担当 03-5417-6632
長さ基準器、体積基準器、面積基準器	検定担当 03-5617-6631
④特定計量器の定期検査・計量証明検査に関すること （東京都内に所在する特定計量器に限る。） 質量計 環境計量特定計量器	 計画担当 03-5617-6638 環境計量器検査担当 03-5617-6639
経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課 計量行政室 計量法の法令解釈に関すること 指定製造事業者に関すること 計量標準供給制度に関すること 指定検定機関の申請に関すること	03-3501-1688
日本電気計器検定所 照度計（検定に関すること）、電気計器に関すること	03-3451-1181
国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準普及センター　標準供給保証室 型式承認、検定（東京都の実施対象以外）、基準器検査に関すること	029-861-4026
一般財団法人日本品質保証機構 騒音計、振動レベル計、濃度計の検定に関すること。	03-3416-5554
計量法校正事業者登録制度（JCSS） 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE） 認定センター　計量認定課　JCSS担当 登録事業者についての問い合わせ	03-3481-8242

－特定計量器製造・修理事業届の手引き－
第６版

平成21年１月作成
令和２年６月改定

東京都計量検定所
東京都江東区新砂三丁目３番41号